

2012 年アマチュア資格裁定集

注意事項

- ① この裁定集は R&A 及び USGA による統一の裁定集を日本語訳にしたものです。
- ② 一部日本国内用の文言に修正しています(団体名や通貨など)。
- ③ 国内で法令に抵触する行為に関する裁定は削除してあります(例、ギャンブル)。
- ④ 原則としてこの裁定集の解釈が世界統一のものとして適用されますが、日本国内での解釈について別途ガイドラインがありますので併せてご参照下さい。

2-1/1 プロフェッショナルの意思:将来の見通しについて質問をする

質問 アマチュアゴルファーがプロフェッショナルゴルファーになることに関連する質問をして、自分の可能性の見通しについての意見を得た。このアマチュアゴルファーは規則 2-1 に違反するか。

回答 違反とはならない。アマチュアがプロフェッショナルに転向する重要な決断をする前に、そのような質問をすることは許容できるし、とても賢明なことでもある。(2012 年改訂)

2-1/2 プロフェッショナルショップのアシスタントとしての雇用

質問 アマチュアゴルファーがアマチュア資格を喪失せずに週給でプロフェッショナルのショップアシスタントとして仕事に就くことはできるか。

回答 できる。ただし、いかなる規則にも抵触しないこと。例えば、ショップアシスタントとしての職務の一部として有料でゴルフの技術指導をしてプレーしてはならないし、あるいは賞金のためのプレーをしてはならない。アマチュアゴルファーはクラブの修理方法を学ぶことができるし、職務外で無料で技術指導をすることもできる。この回答は研修のためにプロフェッショナルゴルファーに帯同する人にも適用する。(2012 年小改訂)

2-1/3 肩書きだけのプロフェッショナル、アシスタント・プロフェッショナル

質問 ある人が、ショップアシスタントの通常職務を行っていて、技術指導はしていないし、他の規則違反もしていないが、自らをプロフェッショナル、あるいはアシスタント・プロフェッショナルと名乗っている。自らをプロフェッショナルと称していることは規則 2-1 に違反するか。

回答 違反する。

2-1/4 規則 2-1 に基づいて認められる職業の例

以下はアマチュア資格を脅かさずにゴルフ産業で有給として従事することのできる例である。ただし、他のアマチュア資格を遵守することが条件である。

1. キャディー
2. ショップ店員、アシスタント
3. クラブメーカー、修理屋
4. グリーンキーパー、コースマネージャー
5. コース監視員、スターター
6. 用具メーカーの従業員
7. ゴルフディレクター、運営者

2-1/5 ゴルフ用具の販売員としての雇用

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアがゴルフ用品を販売するためにゴルフ用具メーカーに雇用されることはできるか。

回答 できる。ただし、他の規則に抵触しないことが条件である。例えば、ゴルフ用具を宣伝するためには氏名・肖像が使用されるのを許してはならない。(2012 年小改訂)

2-1/6 元プロフェッショナルゴルファーがゴルフショップを経営したり、ゴルフクラブに入会したりすることを望む

質問 元プロフェッショナルゴルファーが PGA を退会しアマチュア資格の復帰を申請した。復帰待ち期間中にこの元プロがゴルフショップを経営したり、ゴルフクラブに入会してその委員会の承認の

もとクラブ競技でプレーしたりすることは認められるか。

回答 認められる。ただし、次の重要な規定に従うこと。

1. ショップを経営する場合、「プロのアドバイスが受けられる」という宣伝をしたり、以前はプロフェッショナルであったという事実を言及したりすることによって自分が以前プロフェッショナルであったという事実を広告してはならない。もし、広告した場合、規則 2-1 のプロフェッショナリズムに違反する。
2. 自分のプロフェッショナルとしてのゴルフの手腕や名声を規則 6-2 に違反していかなる宣伝・広告・販売にいかなる方法であっても利用されるのを許してはならない。
3. 権利があってゴルフクラブに入会する場合、ゴルフクラブや用具を販売することを目的にメンバーとプレーしたり、規則 2-1 や規則 5-1 に違反してメンバーにレッスンを行ったりしてはならない。

申請者が上記 3 つの規定のいずれかに違反したことが発覚した場合、その復帰申請は破棄される。

2-1/7 教育コース: 将来のプロフェッショナルやゴルフコーチのためのコースへの参加

ゴルフプロフェッショナルやゴルフコーチになるために作られた、あるいはその準備目的のプログラム(例、プロフェッショナルゴルフマネジメントプログラム)への参加は、それ自体は規則 2-1 の違反とはならない。しかしながら、生徒は他のアマチュア資格に抵触していないことを確認しておかなければならぬ。(2012 年小改定)

2-1/8 認められる費用貸付の条件

質問 アマチュアゴルファーが、プロになるまで支払いを延期するという条件(その他の条件はない)で第三者から費用貸付を受けることはできるか。

回答 できる。その貸付は返済以外にプレーヤーに義務を課すものであってはならない。具体的に言うと、プレーヤーがプロフェッショナルになる際、貸付に関係のない如何なるスポンサー、エージェント、あるいはグループと契約をすることが法的に自由でなければならない。貸付は合理的な金利のものでなければならない。

しかしながら、手腕や名声のあるプレーヤーはプロフェッショナルエージェントやスポンサーから貸付を受けるべきではない。如何なるアマチュアゴルファーも銀行ローンの様な一般的な商業ベースの貸し付けを受けることは出来る。(2012 年改訂)

2-1/9 プレーヤーの能力テスト

PGA のプレーヤー能力テストへの参加それ自体は規則違反とはならない(旧 2-2/1)。

2-1/10 アマチュアゴルファーによるプロフェッショナルゴルフ協会の会員

質問 アマチュアゴルファーはプロフェッショナルゴルフ協会の会員になることはできるか。

回答 会員としてプレーの権利を持たないカテゴリーで、純粋に経営上の目的である場合でなければ、できない。

アマチュアゴルファーは PGA あるいは類似の団体の理事会のメンバーとなることはできる。

2-1/11 プロフェッショナルの意思:トーナメントプレーヤーになる為の申請

質問 アマチュアゴルファーがプロフェッショナル・トーナメントプレーヤーになりたいと思っている。そのアマチュアはアマチュア資格を失わずに自分のような戦歴を持つプレーヤーがプロフェッショナルゴルフ協会によってトーナメントプレーヤーとしてみなされるかどうかに関する一般的な質問をすることができる。しかしながら、世界各国の PGA はそれぞれ別々の方法の会員部門でトーナメントプレーヤーを決めているという事実から、規則 2-1 をどのように解釈すべきか。

質問 申請による会員

アマチュアゴルファーが単に申し込みによってプロフェッショナル・トーナメントプレーヤーになることができる場合、そのアマチュアはトーナメントプレーヤーになるための正式な申請を行った時点(仮にその申請が拒否されたとしても)でアマチュア資格を喪失する。違反は申請書を提出した時点で生じる。

クオリファイング・スクール

トーナメントプレーヤーになるためには 1 つ、あるいは複数の賞金が設定されている予選競技をプレーしなければならない場合、プレーの前に賞金を受け取る権利を放棄することを書面にすることを条件に、アマチュア資格を喪失しないで、そのスクールに参加してプレーすることができる。アマチュアゴルファーがそうしなかった場合は規則違反となる。

それ以外の場合、違反は、予選を通過し、メンバーとなるための申込みを受けた時点、あるいは申請をした時点で生じる。権利放棄の証書の文言として受諾可能な様式は次のとおり。

「下に署名する私は、(競技名、開催日)における私の成績結果としていかなる賞金を獲得する権利をここに放棄いたします。

署名： 氏名： 日付：

2-1/12 アマチュアゴルファーがプロフェッショナルツアーにエントリー;違反が生じる時点

質問 アマチュアゴルファーが賞金の権利を書面で放棄せずに、プロフェッショナルトーナメントプレーヤーになるための予選競技(QT)の申込書を提出した場合、アマチュア資格を喪失するか。

回答 喪失しない。アマチュアは最初に賞金の権利を書面で放棄せずにプロフェッショナルトーナメントプレーヤーになるための予選競技(QT)に参加した場合にのみアマチュア資格を喪失する。

したがって、最初に賞金の権利を放棄せずに予選競技(QT)に申込みをしたアマチュアは、規則を順守する(例 自らをプロフェッショナルと名乗ったりしない)ことを条件に、その予選競技(QT)の前にアマチュア競技にプレーする権利を有している。(2012 年小改定)

2-1/13 「アマチュアではない」ゴルファー

質問 「アマチュアではない」ゴルファーとは何か。

回答 規則 2-1 では、アマチュアゴルファーはプロフェッショナルゴルファーとして行動したり名乗ったりしてはならないと規定しており、プロフェッショナルとなる個々の行為について例示している。しかしながら、アマチュアゴルファーは単に規則に違反した(例えば、違反となる賞品を受け取った、技術指導報酬を得た)という理由でプロフェッショナルゴルファーとみなされるわけではない。そのような個人はプロフェッショナルツアーでプレーできるかどうかの権利を持っているプロフェッショナル、あるいは PGA のプロフェッショナルというより、「アマチュアではない」とみなされる。(2012 年追加)

2-2/1 契約や合意:認められるあるいは認められない契約の例

アマチュアゴルファーは、ゴルフ協会または連盟と契約や合意を締結することができる。加えて、18歳に達していないアマチュアゴルファーは、プロフェッショナルエージェント、スポンサー、その他の第三者と契約を締結することができる。下記に限られないが、認められる、あるいは認められない契約や合意の例は次のとおりである。

認められる例

1. アマチュアゴルファーがプロフェッショナルに転向した時点で、そのアマチュアゴルファーの育成のために投資したものに返済(pay-back)することを、国のゴルフ協会や連盟と契約/合意すること。
例えば、一定期間経過後、あるいはプレーヤーの稼ぎがある一定のレベルに達した時点で、投資総額あるいは、プロフェッショナルゴルファーとして稼いだ額の歩合額での返済。
2. アマチュアゴルファーがプロフェッショナルに転向した時点で、広告や育成活動に一定期間をさくことを、国のゴルフ協会や連盟と契約/合意すること。
3. あるトレーニングプログラム、広告活動への参加や、あるイベントでプレーすることやゴルフ協会/連盟の公式ウェアを代表の際に着ることを、国のゴルフ協会や連盟と契約/合意すること。
4. アマチュアである間はいかなる利益も受けることのないこと、そして他の規則に抵触しないこと(例、氏名や肖像を宣伝、販売のために使用することを許す、など)を条件に、プロフェッショナルに転向した際に報酬等の交渉も含む代理人に指名することを、プロフェッショナルエージェントと契約/合意すること。

認められない例

1. アマチュアゴルファーである間に、ある特定のアマチュアあるいはプロフェッショナルイベントでプレーすることを、プロフェッショナルエージェント、スポンサー、その他第三者と契約/合意すること。
2. アマチュアゴルファーとしてある特定のブランド用品でプレーすることを合意/契約すること。しかしながら、アマチュアゴルファーは、規則 6-2 注 1 に従って、用具業者からゴルフ用具を受け取ることができる。

18歳未満のアマチュアゴルファーも統轄団体の承認があれば、プロフェッショナルエージェント、スポンサー、その他第三者と契約/合意することができる(規則 2-2 例外)。

どのような場合でも、アマチュアゴルファーはいかなる契約/合意に署名をする前に、統轄団体に相談したり、個別に法的な助言を求めたりすることを強く勧める。

2-2/2 用具メーカーと契約/合意を締結し、アマチュアゴルファーである間にそのメーカーの用具を使用

質問 アマチュアゴルファーがプロフェッショナルに転向した際にある特定のクラブでプレーすることを用具メーカーと契約/合意を締結し、なおかつアマチュアである間にそのメーカーの用具を使用することとはできるか。

回答 アマチュアが18歳に達していること、およびアマチュアゴルファーである間にその用具を使用することが契約上の義務でないことを条件に、使用することができる。

通常、アマチュアゴルファーは、アマチュアである間はいかなる金銭的利益も受けすることはできない。しかしながら、この特定のケースで、規則 2-2(b)(iii)の「規則で別途規定されている場合を除き」という表現は、そのメーカーとの契約/合意がプロフェッショナルゴルファーとしての立場だけに及ぶものでありアマチュアゴルファーとしてのものではないことを条件に、アマチュア

ゴルファーはそのメーカーの用具を受け取って使用することができると意味している(規則6-2 注 1で認められているので)。

同様の状況が他のスポンサー(例、衣類、車など)にも適用となる。

18歳未満のアマチュアゴルファーは統轄団体の承認があれば、そのような契約/合意を締結することもできる(規則2-2 例外参照)。(2012年追加)

2-2/3 教育の一環としてのゴルフ奨学金を受けているアマチュアゴルファーが第三者と契約/合意を締結する

質問 教育の一環としてのゴルフ奨学金を受けているアマチュアゴルファーがプロフェッショナルエージェント、スポンサー、その他第三者と契約/合意を締結することができるか。

回答 できる。しかしながら、このような契約/合意は規則に基づいて認められる一方で、そのようなゴルフ奨学金の条件に反する可能性がある。アマチュアゴルファーはアドバイスを求めるためにその奨学金を運営する国の団体や、関連する教育団体に連絡をとることが勧められる。(2012年追加)

3/1 《削除》

3-1/1 ニヤレスト・トゥー・ザ・ホール、ロングドライブ、パッティングコンテストに提供される賞金

質問 ニヤレスト・トゥー・ザ・ホール、ロングドライブ、パッティングコンテストにおいて賞金のためのプレーをした場合、「賞金のためのプレー」とみなされ規則 3-1 の違反となるか。

回答 違反とはならない。質問のような競技でのプレーは規則 3-1 の違反とはみなされない。しかしながら、その賞金を受け取ったプレーヤーは規則 3-1 に基づいてアマチュア資格を喪失することを免れない。(2012 年改訂)

3-1/2 賞金を信託ファンドに預ける

質問 アマチュアゴルファーがプロフェッショナルと賞金のために競技し、アマチュアゴルファーが獲得した賞金を将来のアマチュアゴルファーの発展のための信託ファンドに預けることは認められるか。

回答 認められない。そのような行為は規則 3-1 に違反する。(2012 年小改訂)

3-1/3 倶楽部あるいは優勝チームに対する賞金

質問 チーム競技のスポンサーは、個人戦に賞品を出すことに加え、優勝した俱楽部チームに、そのコースを改良する目的のために賞金を出すことができるか。

回答 できない。そのような賞はその競技でプレーしている人全員が間接的に賞金のためのプレーをしていることになり、参加者全員のアマチュア資格の喪失に関わることになる。

3-1/4 テレビマッチでアマチュアとプロフェッショナルが賞金のためにプレー; 収益は直接チャリティーに寄付される。

質問 規則に抵触せずに、著名なアマチュアゴルファーがプロフェッショナルに対しては賞金があるテレビのエキシビションマッチへの招待を受けることができるか?

回答 できる。ただし彼が事前に認知されたチャリティーを名指して主催者が彼が手にする賞金を直接そのチャリティーに支払う場合に限る。彼はマッチの記念品としてトロフィーまたは同様の贈呈品を受け取ることができるし、または規則 3-2 で規定される上限を超えない小売価格の賞品を受取ることもできる。

アマチュアゴルファーは規則 4-2e(エキシビション)にしたがって費用を受取ることができる。

3-1/5 アマチュアゴルファーがゴルフ技術チャレンジで賞金のためにプレーをする

質問 アマチュアゴルファーは賞金が設定されている「ゴルフ技術チャレンジ」に参加できるか。

回答 アマチュアゴルファーが参加前に書面で賞金の権利を放棄しなければ、参加できない。そういう場合、そのアマチュアゴルファーはアマチュア資格を喪失することになる。(2012 年小改訂)

3-1/6 賞としての株、株式、債券

質問 アマチュアゴルファーは株、株式、債券を賞としている競技に参加することはできるか。

回答 できない。そのような株、株式、債券は換金することができるので、質問の方法は規則 3-1 に違反して賞金のためのプレーをしていることと同じとみなされる。ただし、その競技でプレーする前に書面によりその株、株式、債券を放棄すれば、参加することができる。(2012 年小改訂)

3-1/7 《削除》

3-2a/1 表象的賞品

表象的賞品は受賞者のみに価値があるものと考えられる。表象的賞品は、永久的かつ明確な彫刻がしてあることを条件に、その価値が規則 3-2 の賞品の限度額を超えるものであったとしても、賞品として授与されることができる。

永久的かつ明確な彫刻がされていない金や銀、セラミック、ガラスまたは類似のもので作られたトロフィーは表象的賞品とはみなされず、規則 3-2 で制限される賞品となる。

表象的賞品や表彰は規則を欺く手段として使われてはならない。

時計、音響機器、鞄、ゴルフバッグ、衣類、その他の用品のように実用目的の表象的賞品はたとえ永久的かつ明確な彫刻やマークがあって表象的賞品ではない。(2012 年改訂)

3-2a/2 「小売価格」には割引価格が含まれるか

質問 電化製品の販売業者であるプロ・アマのスポンサーがアマチュアゴルファーの優勝者へ賞品としてテレビを提供したいと考えている。そのテレビは規則 3-2 に規定されている限度額以下でその販売業者が入手することは可能であるが、通常販売では限度額を超えている。このような賞品は認められるか。

回答 認められない。賞品の「小売価格」の定義は「受賞の時点でその賞品を小売店で通常購入できる価格である」としている。このことは割引価格は含むが、その賞品が合理的な期間に多くの販売店で、広く宣伝されていて、誰もが入手可能なものでなければならない。特別な割引や短期間でのもの、特定の顧客に限られるものはこの定義に該当しない。(2012 年小改訂)

3-2a/3 違反する賞品のある競技への参加

違反する賞品(金銭を含む)があるニヤレスト・トゥー・ザ・ホールやロング・ドライブ・コンテストへの参加者はそのような賞品を受け取らない限り規則に違反しない。そのようなコンテストはマッチ、競技あるいはエキシビションではないからである(規則 3-1 参照)。

違反する賞品(賞金以外)があるイベント(例えば、18 または 36 ホール競技)への参加者はそのような賞品を受け取らなければ規則違反とはならない。(2012 年小改訂)

3-2a/4 スポンサーによってチャリティーに寄付される違反賞品

アマチュアが規則 3-2 に違反する賞を獲得した場合、競技主催者やスポンサーにその賞を組織されたチャリティーに寄付するよう提案できる。競技主催者やスポンサーはそうする義務はないが、そのようにした場合、アマチュアゴルファーはその寄付から、間接的であるか直接的であるかにかかわらず、利益を得てはならない。

3-2a/5 ゴルフプレーに関係ないクイズの賞

質問 アマチュアゴルファーがゴルフプレーに関係のないゴルフのクイズに優勝した。規則 3-2 に規定する賞品の限度額はこの種のクイズにも適用となるか。

回答 ならない。この規則はそのようなクイズには適用しない。(2012 年小改訂)

3-2a/6 ドライビングレンジや、ゴルフシュミレーターでの賞

質問 規則 3-2 の通則の規則はドライビングレンジや屋内のゴルフシュミレーターで行われる競技に適用するか。

回答 適用する。この規則は、ゴルフコース、ゴルフレンジ、ゴルフシュミレーターかどうかに関わらず、プレーヤーがゴルフのラウンド中に実際に起きるショットを再現することを要求されるすべての競技に適用する。この規則は、お祭りや、ファンフェア、募金集めなど、集客のためにゴルフをプレーすることが主な要素となっていないイベントで開催されるゴルフコース上では起きないゴルフ技術(例えば、バケツに球を入れる、動いている目標に球を打つなど)に関連する行為には適用しない。(2012 年小改訂)

3-2a/7 「ゴルフコース」の定義

質問 裁定 3-2a/6 や 3-2b/1 やこの規則の適用に関し、「ゴルフコース」とは何を意味するのか。

回答 「ゴルフコース」という定義はないが、通常、ゴルフをプレーする目的で特に準備された区域と言える。スポーツスタジアムの中に臨時の 6 つのホールがあるような場合、規則を適用する際は、「ゴルフコース」とみなされる。(2012 年小改訂)

3-2a/8 コマーシャルスポンサーが賞を俱楽部に授与する

質問 企業スポンサーイベントがそのイベントに優勝したアマチュアゴルファー個人への規則 3-2に基づく賞品に加え、そのアマチュアゴルファーの所属する俱楽部へ賞を授与することは認められるか?

回答 俱楽部はゴルフ競技における所属のメンバーの成績に基づく賞を受けることができるが、賞金であったり、プレーヤーと俱楽部双方が受け取った賞品の小売価格の合計は規則 3-2 に規定する限度額を超えてはならない。(2012 年小改訂)

3-2a/9 フォアサム、フォアボール、チーム競技での賞品の限度額

質問 規則 3-2 の限度額はフォアサム、フォアボール、チーム競技の各プレーヤー個人に適用されるのか、あるいはパートナーシップ、チーム全体に適用されるのか?

回答 各プレーヤー個人は規則 3-2 に規定されている限度額までの賞品を受け取ることができる。例えば、18 ホールチーム競技で 4 人のうちの各プレーヤーは限度額を超えない賞品を受け取ることができる。しかしながら、そのプレーヤーたちは限度額を超える賞品を合わせて受け取ることはできない。

3-2a/10 「1 競技、または 1 つのシリーズ競技で受け取る賞品や賞品券の合計額」とは

質問 規則 3-2 の賞品の限度額は 1 つの競技、あるいは 1 つのシリーズ競技で獲得した賞品の合計額にどのように適用するか。

回答 1 つの競技の合計には、派生的なコンテスト(例、ロンゲストドライブ、ニヤレスト・トゥー・ザ・ピン)も主要な競技も含む。

規則 3-2a の賞品の限度額は例え、別々のエントリーフィーであっても、2 つの同時に行われる競技(例、グロスとネット)の合計にも適用される。

トーナメントの各予選ステージは、各レベルで実際的なエントリーフィーがあれば、別々の競技となる。(2012 年小改訂)

3-2a/11 2 つの 36 ホール競技が 72 ホールのイベントとしても行われる場合の賞品

質問 あるイベントが週末の 2 日間に渡って行われる。それは:

(a)36 ホールストロークプレーの個人競技が X ゴルフクラブで土曜日にプレーされる。

(b)36 ホールストロークプレーの個人競技とチーム競技が Y ゴルフクラブでその翌日(日曜日)にプレーされる。

(c)その結果に基づいて、72 ホールの総合トロフィーが(a),(b)両方の競技に参加したプレーヤーの中で個人のスコアが最上位であった者に贈られる。

競技(a)と(b)は別々の参加費と任意のスウェープステークを伴った完全に別のものである; 競技者が両方の競技をプレーするときにだけ(c)の資格が生じる。

規則 3-2a は賞品の小売価格の限度額は「1 競技、または 1 つのシリーズ競技で」と規定している。このことは限度額上限までの賞品を各競技で授与できるということを意味するのか。

回答 (a)と(b)は異なるコースでプレーされ、別々の参加費を払う完全に別の競技であるので、賞品の小売価格の限度額の上限はそれぞれの場合に適用される。例えば、競技者は商品券を(a)での上限と(b)での上限を受け取ることができるだろう。

しかしながら、もし (a) でプレーする競技者が (b) でもプレーする、従って (c) での総合トロフィーの賞を受け取る権利を有する場合、(a) と (b) の賞の価値に、あるいは (a) と (b) を合わせた賞の価値に足されるので、(c) での賞または商品券を規則 3-2 の上限を超えない分だけしか受け取ることができない。一方、彼がすでに (a) と (b) で賞品の上限まで受け取っていた場合、例えば、彫刻を施した銀の盆、ビールジョッキ、トロフィーなどはそうした賞品の小売価格の限度額に含まれないので (c) では表象的賞品を受け取ることができる。

イベント(b)での個人競技、チーム競技に関して、全体としての賞品の上限は両競技をカバーする。例えば、プレーヤーが個人競技で小売価格 40,000 円の賞品を獲得した場合、そのプレーヤーがチーム競技では小売価格 35,000 円以下の賞品を受け取ることができる。つまり、合計で 75,000 円である。(2012 年小改訂)

3-2a/12 オーダー・オブ・メリットに対する賞品

質問 オーダー・オブ・メリットは別々の個人イベントでない限り、事前に選択した複数のイベントでのプレーヤーの成績に基づいている。そのイベント自体でプレーヤーが獲得する賞品に加えて、オーダー・オブ・メリットの順位による賞品を受け取ることはできるのか。

回答 純粋なオーダー・オブ・メリットであって、規則の適用を逃れるものでなければ、受け取ることができる。(2012 年小改訂)

3-2a/13 ラッフル(宝くじ)、抽選などの方針

通則

次のことを条件に、アマチュア資格規則はゴルフィベントに関連して行われるラッフルや抽選には適用しない。

- (a) 純粹な抽選であること
- (b) かなりの人数の人が参加できること
- (c) ゴルフ技術が抽選に参加するための要件でないこと
- (d) 規則の適用を逃れるための口実でないこと

したがって、規則 3-2a で規定する限度額は、ラッフルや抽選の賞品には適用しない(ただし裁定 4-1/1 参照)。

以下は賞の規則が適用となるラッフルや抽選の例である。

技術のあるプレーヤーのためのイベントでプレーヤーに限定するラッフルや抽選

ラッフルや抽選がゴルフ技術を参加条件としているゴルフィベントのプレーヤーに限定される場合、アマチュア資格規則は適用となり、アマチュアゴルファーは規則 3-2a に規定されている限度額を超える小売価格のラッフルや抽選を受け取ってはならない。

さらに、そのようなラッフルや抽選の賞の小売価格が同じイベントで同じ人が獲得する他の賞品に追加される場合、合計額が規則 3-2a に規定されている限度額を超えてはならない。

ゴルフィベントでロングストドライブや、ニヤレスト・トゥー・ザ・ホールを達成したプレーヤーに限定されたラッフルや抽選

ラッフルや抽選がゴルフィベントで特定の技(ロングストドライブやニヤレスト・トゥー・ザ・ホール)を達成したプレーヤーたちに限定される場合、ゴルフが参加要件となる。

したがって、規則が適用となり、アマチュアゴルファーは規則 3-2a に規定されている限度額を超える小売価格のラッフルや抽選を受け取ってはならない。

さらに、そのようなラッフルや抽選の賞の小売価格が同じイベントで同じ人が獲得する他の賞品に追加される場合、合計額が規則 3-2a に規定されている限度額を超えてはならない。(2012 年小改訂)

3-2a/14 記念品、景品、用品の方針

賞品の価値に関係なく、記念品がすべての競技者に提供され、その競技でプレーすることを誘引しないことを条件にスポンサーはそのような記念品や景品を競技者に与えることができる。

3-2a/15 奨学金を賞品とする

質問 アマチュアゴルファーは賞品として奨学金を受け取ることができるか。

回答 奨学金の額にかかわらず、できない。

3-2a/16 賞品の限度額—外貨

質問 各国のゴルフ統轄団体は自国の限度額とそれを自国の通貨で規定することはできるか。

回答 限度額を規定する時点で規則 3-2a に規定する限度額と同価値の自国通貨を越えないことを条件にできる。一日単位で同価値の自国通貨を設定し直すことは実際的ではないが、最初に決定された自国通貨の限度額から著しく逸脱する場合は、その限度額を見直さなければならぬ。

3-2a/17 プロアマでのプレー招待を賞品とする

質問 アマチュアゴルファーはゴルフ競技の賞品としてプロアマへの招待を受けることができるか。

回答 規則 3-2 はプレーヤーが競技で¥75,000 を超える賞品を取得することを禁止している。しかしながら、次の事例で解説しているとおり、予選競技の賞品として獲得するプロアマ競技への参加が与えられることの価値を決定するには多くの不確定要素がある。アマチュアゴルファーが賞品としてプロアマ競技への参加を受けた場合、アマチュア資格を保持できるのかどうかを考える際、委員会はプロアマへの参加が出来る様に様々な方法を考慮しなければならない。

例えば、興味のあるアマチュアゴルファーはその競技の 1 枠を正式な料金でプレーすることができるし、あるいは複数の参加を同じ個人が購入することによって参加料が割引されるかも知れない。場合によっては、参加料がアマチュアゴルファーと同じ組でプレーするプロフェッショナルのランキングに基づくこともある。他の場合では、プロアマの主催者がその競技のために俱楽部を使用させてくれたこと、あるいはその競技の支援をするメンバーの尽力(例、競技委員会の委員長)に対する感謝として俱楽部のメンバーに対してプロアマへの無料の参加を提供するかも知れない。あるいは、予選競技が賞として獲得されるプロアマへの参加する場所で開催されるかもしれない。

したがって、予選競技の勝者への賞品としてのプロアマの枠の価値は商品の限度額と同等とみなされ、その賞品の受領は次のことを条件に獲得者のアマチュア資格を脅かすことにはならないだろう。

- ・プロアマ賞のための予選競技は 9 ホール以上である。
- ・プロアマの参加者によって支払われる額は規則 3-2 の賞品の限度額以下である。
- ・予選競技の参加費はその予選競技の運営のための費用を賄うためにのみ使用されること。または
公的慈善団体あるいは類似のもののために使用されること。
- ・予選競技の勝者はプロアマの出場枠を換金しないこと。

それ以外の場合プロアマの出場枠を獲得したプレーヤーは規則 3-2 の賞品の限度額の違反となる。

3-2a/18 限度額を超える競技を認めている俱楽部

質問 俱楽部や会が気づいていながら、限度額を超える競技を阻止する努力をしていない場合、ゴルフ協会や連盟はどのような措置をとるべきか。

回答 とり得る措置は関連するゴルフ協会、連盟の規約による。例えば、規約で規則を遵守しない俱楽部は退会となる旨を規定できる。代替措置には関連するゴルフ協会や連盟のイベントにその俱楽部のメンバーが参加することの拒否や、ハンディキャップの承認の廃止が含まれる。(2012 年小改訂)

3-2a/19 費用持ち旅行が賞品として認められるための条件

アマチュアゴルファーは、賞品の限度額を超えて、かつゴルフ競技(同じ競技の次のステージを含む)に参加する目的のものではないことを条件に費用持ち旅行を賞品として受け取ることができる。さらに、その賞品は一部であっても金銭であってはならず、航空券、ホテル宿泊券、その他の形式とすべきで

ある(ただし、規則 4-2g「スポンサー付ハンディキャップ競技」参照)。(2012 年小改訂)

3-2a/20 親戚の名義で規則に適合しない賞品を受け取る

質問 規則に適合しない賞品の獲得者がアマチュア資格規則に抵触しないようにするために親戚の名前でその賞品を受け取ることができるか。

回答 できない。

3-2a/21 賞品券の方針

賞品券のガイドラインは次のとおり。

1. 組織された委員会が賞品券の使用目的を明確に定義づけすることが強く勧められる。例えば、俱楽部のプロショップ、その他プロショップやスポーツ用品店での購入、俱楽部あるいは小売店や飲食店からの用品、サービスなど。
2. 賞品券は俱楽部口座へクレジットでき、バー料金、俱楽部会費、参加料、その他俱楽部の用品やサービスなどに使うことができる。例えば、賞品券は練習場の利用、レッスン代、ゴルフカードの利用、グリーンフィー、食物、飲物に使用できる。
3. それぞれの賞品券の支払いをする場合、賞品券の条件が遵守され、それぞれの賞品やサービスに引き換えられることの責務を果たすのは組織された委員会である。
4. 賞品券の価値が \$100 である場合、運営が簡素化されると思われるのであれば、組織された委員会は、その自由裁量により、2 枚の \$50 券や、4 枚の \$25 件を発行できる。
5. アマチュアゴルファーは賞品券を国、地域、州、郡のゴルフ協会や連盟に提出し、その後にゴルフ競技で競技する際に支払った費用をその賞品券から払い戻すことができる。したがって、領収書の提示によって、アマチュアゴルファーは、旅費、宿泊費、参加費などの競技に参加する際に直接関係のあるもののに使った費用を払い戻すことができる。

3-2a/22 ゴルフ俱楽部の年会費を賞品とする

質問 ゴルフ俱楽部の年会費を賞品として受け取った場合、そのプレーヤーはアマチュア資格を喪失するか。

回答 年会費が規則 3-2a の限度額以下であれば喪失しない。(2012 年改訂)

3-2a/23 ビデオゲームでゴルフをプレーして獲得した賞

質問 アマチュア資格規則、とくに規則 3-2 はゴルフクラブや球を使用しないで行われるゴルフビデオゲームを使用する競技に適用するか。

回答 適用しない。アマチュア資格規則は、ゴルフ技術に関連している可能性(例、ゴルフスイングの真似をするための器具でスイングする)があったとしてもゴルフクラブや球を使用しない活動には適用しない。(2012 年追加)

3-2b/1 ホールインワン賞と適格競技の説明

規則 3-2b では、アマチュアゴルファーはゴルフのラウンドをプレーしている間に達成するホールインワンに対して、賞金も含め、規則 3-2a の限度額を超える賞品を受け取ることができることを規定している。ゴルフのラウンドをプレーすることはゴルフをプレーすることを目的として特別に用意されたゴルフコース上でプレーすることを意図している。例えば、ラウンドが 18 ホールで行われるかどうかに関わら

す、18ホールや9ホールのコースや、ピッチ、パットコースなど。
したがって、限度額のない賞が認められずに規則3-2aの賞品の限度額を適用する競技形式は次のとおり。

- ・ 賞品を獲得するのに1度に複数回の機会が許される複合エントリー競技
- ・ ゴルフコース以外で行われるコンテスト(ゴルフ練習場やシュミレーター)
- ・ パッティング競技
- ・ ニヤレスト・トゥー・ザ・ホール(ニヤピン)、ロンゲスト・ドライブコンテスト(ドラコン)

3-2b/2 ホールインワンのための保険契約

質問 アマチュアゴルファーはホールインワン達成に対し保険をかけることができるか。

回答 できる。(旧3-2b/3、2012年改訂)

3-2b/3 ホールインワン・スイープステークス

質問 クラブはホールインワンが達成されるまで集めたお金を累積するホールインワン・スイープステークスを開催することはできるか。

回答 できる。(旧3-2b/5、2012年改訂)

3-2b/4 **保留**

3-2c/2 **保留**

3-2c/4 **保留**

3-3/1 記念品の例

記念品はトーナメントの賞品とは区別され、顕著な実績やゴルフに対する貢献に関連するものである。

例えば、州や郡の協会が年間最優秀選手に対し賞品の限度額を超える小売価格以内の賞を与えることができる。あるいは国のゴルフ協会、連盟が同様のものについても認められる。なお、裁定3-2a/12も参照のこと。(2012年小改訂)

4/1 「費用」の説明

アマチュアゴルファーの費用はゴルフ競技でプレーする目的のために負担されるすべての費用と定義づけられる。プレーヤーの費用のいくつかの例は次のとおり。

1. 旅費
2. 宿泊費
3. 飲食費
4. 参加費
5. キャディー費、カート費、練習費 (2012 年改訂)

4/2 「ジュニアゴルファー」とは

質問 規則 4-2 に関して、「ジュニアゴルファー」という語は何を意味するのか。

回答 「ジュニアゴルファー」の定義では「ジュニアゴルファーとは統轄団体によって決められた一定の年齢未満の若いアマチュアゴルファーをいう」と規定されている。統轄団体はその統轄区域において誰をジュニアゴルファーとみなすのかに関するガイドラインを発行することを強く勧める。

注: 日本では、18 歳以下のアマチュアゴルファーはジュニアゴルファーとみなされる。(2012 年追加)

4-1/1 ゴルフをプレーしないクイズや宝くじの賞品がゴルフ競技への参加招待; 費用を受け取ることができるかどうか

質問 裁定 3-2a/5 や 3-2a/13 に関し、クイズや宝くじの賞品がゴルフ競技への参加招待であった場合、アマチュアゴルファーはそのゴルフ競技に参加するための費用を受け取ることができるか。

回答 できない。規則 3-2a がそのような賞品には適用しないという事実は、規則で規定されている場合を除き、ゴルフ競技に関与するいかなる所からの費用の受領を禁止する規則 4-1 の運用を否定しない。

4-1/2 ゴルフ用具の販売員がアマチュアイベントでプレーする費用を受け取る

質問 ゴルフ用具の販売員は、重要なゴルフィベントでプレーしながらゴルフ用品の販売も宣伝するときに、顧客から費用を受け取ることができるか。

回答 できない。アマチュアゴルファーが、費用が支払われるビジネスの出張の際にゴルフ競技をプレーすることは、その費用のゴルフの部分は個人で負担し、ビジネスには請求しないことを条件に認められる。さらに、関係するビジネスは実態があるのでなければならず、主たる目的がゴルフ競技であるのに、その費用を正当化するための口実であってはならない。

4-1/3 スポンサーによる自動車の貸付

質問 手腕や名声のあるアマチュアゴルファーはゴルフ競技への旅行のために自動車の貸付を受けることができるか。

回答 できる。ただし、その自動車の貸付がイベントを主催するスポンサーからのものではなく、貸付によってそのイベントで競技することを誘発するものではないこと(規則 6-3)及び宣伝行為がな

いこと(規則 6-2)を条件とする。(2012 年小改訂)

4-1/4 競技主催者によって準備あるいは負担される費用

費用が合理的であり、その提供がすべての競技者に対して行われることを条件に、競技主催者またはスポンサーは次の費用を援助することができる。

1. 食事負担分
2. 宿泊施設負担分
3. ホスト俱楽部を通じて提供されるキャディーのキャディーフィー

その他のケースの場合、すべての費用は規則 4-2c(個人競技)の規定にしたがって、承認され、かつ支払われなければならない。(2012 年改訂)

4-1/5 プロアマ競技でプレーするための費用の承認

質問 プロアマに出る参加者の参加料の減額がその競技の主催者やスポンサーによって用意された場合、その参加料の減額は規則 4-2c に従って承認されなければならない。プロアマへの参加者が複数のゴルフ協会から来ている場合、主催者はその参加料の減額を競技が行われる国、地区、あるいは都道府県のゴルフ協会や連盟の承認を得ればよいのか。

回答 その通りである。プロアマへの参加料がその競技の運営費用として使われる、あるいは公的慈善団体への寄付、あるいは同じ様な趣旨の場合、競技が行われる国、地区、都道府県のゴルフ協会や連盟は規則 4-2c の規定を厳守することは競技主催者やスポンサーに、過大な負担を与えることになるからである。(2012 年追加)

4-2a/1 プレーヤーの家族が、そのプレーヤーに競技費用を支払うために第三者から金銭を受け取る

質問 プレーヤーの家族や法律上の保護者は、プレーヤーに競技費用を支払うために第三者から金銭を受け取ることができるか。

回答 できない。しかしながら、その競技費用が規則 4-2c にしたがって承認され、かつ支払われる場合で、プレーヤーが規則 4-1 に違反しなければその金銭を得ることができる。家族や法律上の保護者は自己の資金からプレーヤーの競技費用は払わなければならない。第三者から受け取ることができない例は、個人、企業、スポーツエージェント、用具メーカーだけに限定されない。(2012 年小改訂)

4-2b/1 ジュニアゴルファーが他の国へゴルフのために訪問する費用をスポンサーから受け取る

質問 ジュニアゴルファー(定義参照)が冬の間、練習と有名なプロフェッショナルからの指導を受けるために、そしてジュニアゴルファーに限定された競技に参加するために外国を 3 ヶ月間訪問することを計画している。彼はスポンサーからその費用について財政的な支援を受けることができるか。

回答 受け取ることができます。彼はゴルフ競技やエキシビションを含まないのでこの旅の練習や指導の側面に対する財政的な支援を受けることができる。加えて、そのゴルフ競技が全くジュニアゴルファーに限定されているので彼は規則 4-2b に基づき競技費用を受け取ることができる。しかしながら、そのゴルファーはそのような支援を受けているという事実を宣伝することはできない。—規則 6-2(氏名や肖像の利用)参照。(2012 年小改訂)

4-2b/2 両親や法的な保護者への費用

両親や法的な保護者は、妥当な場合、規則4-2cの規定に基づいて、若いプレーヤーのゴルフ競技への同行のために第三者から費用を受け取ることができる。

4-2c/1 競技費用が支払われるナショナルアマチュア競技への招待

質問 ナショナルアマチュア競技を主催するゴルフ俱楽部は特定の外国人の参加者のために旅費や宿泊費を支払うことができるか。

回答 できない。そのような競技費用の支払いはプレーヤーの国、地区、州、郡のゴルフ協会、連盟によって承認され、かつ支払われるか、プレーヤーの国のゴルフ協会や連盟の承認のもとに、プレーヤーが訪れる区域を統轄する団体によって支払われることによってのみ認められる。
(2012年改訂)

4-2c/2 アマチュアゴルファーがスポンサーに申し入れる

質問 アマチュアゴルファーはゴルフ競技で競技するための競技費用を支払うための資金提供をスポンサーに申し入れることができるか。

回答 できる。ただし次の規定を条件とする。

- (a) プレーヤーは国、地区、都道府県のゴルフ協会や連盟によって承認された競技で競技するための費用をその事前事後に資金提供をスポンサーに申し入れることができるが、金銭はスポンサーとプレーヤーの間でやり取りしてはならない。
 - (b) プレーヤーは、そのスポンサーといかなる契約・合意も締結してはならない。ただし、契約・合意が単にそのゴルファーのプロフェッショナルゴルファーとしての将来に関する場合は除く(規則2-2b 参照)。
 - (c) これらの資金は国、地区、州、郡のゴルフ連盟、協会によってのみ支払われることができる(規則4-2c)。
 - (d) プレーヤーは氏名、肖像をそのスポンサーの宣伝・広告に利用させてはならない(規則6-2)。
- (2012年改訂)

4-2c/3 ジュニアではないイベントへのジュニアゴルファーの競技費用

質問 プレーヤーの自国でジュニアゴルファーに限定しない競技に参加するジュニアゴルファーの競技費用を支払うためにジュニアゴルファーの友人が基金を作ることはできるか。

回答 できる。ただし、その基金はプレーヤーの国、地区、州、郡のゴルフ協会によって管理され、かつ支払われることが条件である。(2012年小改訂)

4-2c/4 国際個人イベントのための競技費用の承認と支払い

質問 ヨーロピアンアマチュア選手権のような国際イベントの場合で、アマチュアゴルファーの競技費用を承認して支払うのは誰か。

回答 アマチュアゴルファーの自国外の国で競技が開催される場合、その費用はプレーヤーの国、地区、州、郡のゴルフ協会、連盟によって承認され、かつ支払われなければならない。あるいはプレーヤーの国の協会、連盟の承認を受けることを条件に、プレーヤーが訪れる地域のゴ

ルフを統轄する団体から支払われなければならない。しかしながら、ヨーロピアンアマチュア選手権のような国際イベントの場合、そのイベントを主催する団体(つまり、ヨーロピアンゴルフ協会)もプレーヤーの競技費用の承認、支払いをすることができる。(2012年改訂)

4-2c/5 現物での競技費用の支払い

質問 航空会社が航空券(またはホテルが無料宿泊券)を寄贈する場合、そのような寄贈を規則 4-2cに基づいてプレーヤーの競技費用の援助するために利用することはできるか。

回答 できる。費用は金銭であってはならず、規則 4-2c に規定されている規定を条件に現物で受け取ることができる。(2012年小改訂)

4-2c/6 大学による競技費用の支払い

質問 個人イベントの競技のために大学のゴルフ部の部員であるアマチュアゴルファーの競技費用をその大学が支払うことはできるか。

回答 できない。アマチュアゴルファーは大学から直接その費用を受け取ったり、大学がその費用をプレーヤーに代わって支払っていた場合、アマチュアゴルファーは規則 4-2c に違反する。
しかしながら、費用が国、地区、都道府県のゴルフ協会、連盟に承認され、かつこれらの団体から支払われることを条件に、大学はその費用を提供することができる。(2012年小改訂)

4-2c/7 特定の競技日数に限定された費用

質問 規則 4-2c は統轄団体は「費用の受け取りを 1 年につき特定の競技日数に制限することができる」と規定している。統轄団体にはそのような制限を制定する義務があるか。

回答 義務はない。規則の意図はアマチュアゴルファーが統轄団体によって決められた日数だけ競技費用を受け取ることを制限することにあり、統轄団体がそのような制限を課す義務があるわけではない。(2012年小改訂)

4-2c/8 「他の類似の団体や個人」とは

質問 規則 4-2c 例外および規則 4-3 には「アマチュアゴルファーは、プロフェッショナルのエイジェントあるいは統轄団体によって決定されるであろういかなる他の類似の団体や個人から費用を受け取ってはならない」と規定している。この「他の類似の団体や個人」の例は。

回答 この例外の後半の規定は、各統轄団体が特定の個人への間接的なスポンサーシップへの関心のために、何が不適切な費用の出所と思われるかを決定することができるよう意図的に幅を持たせている。特に、歴史的にゴルフを賞品やサービスを販売する為の方便として使用してきた関係者からの費用が個人(チームとは対照的に)によって受け取られる場合には注意が必要である。例えば、伝統的にプレーヤーを製品の宣伝に使用してきた用品メーカーが有名なアマチュアゴルファーの費用を支払うことになっていた場合、そのメーカーとプレーヤーとの間に間接的な合意があったかどうかの懸念が生じるだろうし、その場合の反証責任はプレーヤーにある。(2012年小改訂)

4-2c/9 障害を持つアマチュアゴルファーのための競技費用の承認

質問 統轄団体は障害者ゴルファーの組織がそのメンバーの代理として競技費用を承認したり、支払

つたりすることを認めることができるか(その他の行為は規則 4-2c に従っている)。

- 回答 できる。そのような組織は公式に登録され、慈善団体または同様のものであり、統轄団体へその要求に応じて管理された費用の年次諸表を提出できるようにしておくべきである。
障害のあるゴルファーは参加する競技が障害者に限定されているかどうかに関わらず、そのような組織によって管理された競技費用をもらうことができる。(2012 年小改訂)

4-2d/1 規則 4-2d の「類似の団体」とは

質問 規則 4-2d の「類似の団体」とは何か。

- 回答 大学のチームや長く続いているクラブのようなゴルフゲームに関する人々の認められた団体を言及している。
統轄団体は自己の管轄区域でどの団体がこの規則の意味する「類似の団体」なのかを決定すべきである。

4-2d/2 「チーム競技」の解釈

質問 規則 4-2d の「チーム競技」の意味は。

- 回答 ある競技が「チーム競技」とみなされ、規則 4-2d が適用となるためには以下の基準を満たさなければならない。
- (a) 競技は規則 4-2d に規定されている団体を体表するチーム間で行われなければならない。
 - (b) 同時に個人競技も行われる場合は、チーム競技に付随して行われるものでなければならない。
 - (c) 各チーム少なくとも 2 名のプレーヤーを指名しなければならない。しかしながら、ゴルフ規則が 1 人のプレーヤーがサイドを代表することを認めている場合(例えば、フォアボールマッチ)、パートナーが怪我などの理由で競技に参加できない場合は 1 名で参加することができる。
- (2012 年小改訂)

4-2d/3 「ユニオン」、「協会」、「ゴルフ俱楽部」の意味

質問 規則 4-2d に規定されている「ユニオン」、「協会」、「ゴルフ俱楽部」は何を意味しているのか。

- 回答 「ユニオン」や「協会」とは、競技を行ったり、国、地域、州、地方におけるゴルフの健全なる発展や、ゴルフゲームの真の精神を守ることを目的として組織された規約や定款の基に運営されるゴルフ俱楽部の集まりである。
「ゴルフ俱楽部」とは、規約や定款の基に運営される個人のゴルファーの組織である。そのメンバーは互いにゴルフをプレーする適度で定期的な機会を持たなければならない。(2012 年小改訂)

4-2d/4 國際チームマッチのスポンサーシップ

質問 ある会社が来訪チームの旅費と宿泊費を支払うことによって国際チームマッチを後援することは可能か。

- 回答 規則 4-2d 基づき、チームマッチで自国を代表するプレーヤーは、代表している団体あるいは訪問する地域のゴルフを統轄している団体によってのみ費用を支払ってもらうことができる。それゆえ、その会社がまず初めに主催している、あるいは訪問する国のナショナルゴルフユニオ

ンや協会に資金を寄付することを条件として、ナショナルゴルフユニオンや協会はチームのメンバーの費用をカバーすることができる。(2012 年小改訂)

4-2d/5 決勝が海外で行われるスポンサー付き俱楽部チーム競技

質問 あるスポンサーは様々な俱楽部が参加し、勝ち抜き戦を基に最終的に勝者として 2 チームが残るという競技を開催したいと考えている。この 2 チームはスポンサーから旅費や宿泊費が支払われ、決勝をプレーするために 1 週間海外に行くことになる。このことは認められるか。

回答 スポンサーがチーム競技に参加するために規則 4-2d に基づき俱楽部チームのメンバーの費用を支払うことは認められないし、そのスポンサーは費用が支払われる旅行を賞品として提供することもできない。こうした費用はプレーヤーの代表する団体、この場合は俱楽部からのみ支払われることが可能である。

しかしながら、規則 4-2g に基づき、そのイベントがハンディキャップイベントである場合、規則 4-2g(ii)に規定されているようにまず初めに統轄団体からの承認を受けることを条件としてスポンサーが競技者の旅費と宿泊費を支払うことは認められるであろう。(2012 年小改訂)

4-2d/6 トレーニングキャンプでの俱楽部チームに対する費用の支払い

質問 俱楽部やナショナル、地域、州、地方のゴルフユニオンや協会はトレーニングキャンプでのチームの費用を支払うことはできるか。

回答 支払うことができる(規則 4-2d 参照)。そのキャンプが真にチームイベントのための準備であり、支払われる費用は実費を超えないということが重要である。特に、収入喪失に対する補償は支払われてはならない。(2012 年小改訂)

4-2d/7 地域や地方のゴルフユニオンや協会を代表する場合の代理教師費用の支払い

質問 地域や地方のゴルフユニオンや協会のためにアマチュアのゴルフ競技でプレーするある教師はそのマッチが教師としての任期期間中に行われる場合、代理の教師を探してその賃金を支払わなければならない。

地域や地方のユニオンや協会は代理教師の賃金を全部支払う、あるいはそれに貢献することができるか。

回答 支払うことはできない。規則 4-2d に基づき、その地域や地方のゴルフユニオンや協会は、地域やチームマッチの代表となる教師に妥当な費用を支払うことはできるが、代理教師の費用をそのアマチュアゴルファーに払ったり、代理教師に直接支払ったりしてはならない。そのような支出は競技費用とは考えられない。(2012 年小改訂)

4-2g/1 アマチュアゴルフィベントの主催者や民間のスポンサーのためのガイドライン; 費用を支払うことができるかどうか

規則 4-1 に基づいて、特定の状況(規則 4-2 参照)を除いてアマチュアゴルファーはゴルフ競技に参加するための費用(例えば、旅費や宿泊費)を受け取ることは認めらない。

規則 4-2g は、イベントが毎年の必要な承認を受けていることを条件に、ハンディキャップ付き個人イベントやハンディキャップ付きチームイベントに参加するための実費を超えない費用を受け取ることを

認めている。

主催者やスポンサーはまず初めに予選イベントがプレーされる国の統轄団体からの承認を得なければなりません。統轄団体はそのイベントの競技の条件案(決勝の開催場所を含む)とこのイベントで競技に参加するゴルファーの代わりにスポンサーによって支払われる費用水準の見積もりの提出を求めるであろう。統轄団体はこのイベントのすべてのステージを国内に限定することができる。

決勝がどこか他の場所で行われる場合、このイベントの決勝がプレーされる場所の統轄団体の承認を得ることはイベントの予選が行われる場所の統轄団体の責任である。

特定のイベントが規則 4-2g に基づく承認を受けるのにふさわしいどうかは統轄団体の適切な委員会の問題であり、統轄団体はこの点についてかなりの裁量権を有している。しかしながら、以下の要件を満たす場合にのみイベントは承認される：

1. ハンディキアップが適用される場合、ハンディキアップ個人イベント、あるいはハンディキアップチームイベントでなければならない。主にグロススコアがカウントされるローハンディキアップゴルファー向けに計画されたイベントは承認されない。
2. イベントは慈善事業や販売促進の目的でのイベントを財政的に支援するスポンサーを持たなければならない。
3. 参加費が支払われる場合、イベントが完全にその料金によって財政的に支援されるならばそのイベントは承認してはならない。
4. すべての賞品は規則 3-2 に一致しなければならず、特にイベントを通して 1 人が受け取る賞品の合計額が当該国の統轄団体によって決められているように規則 3-2a に規定されている上限を超えてはならない。
5. 費用の水準は「妥当な額」でなければならない。この規則において明確な上限はないが、統轄団体は「費用の水準」あるいは費用がカバーされる日数が過剰であることを根拠に承認を拒むことができる。

規則 4-2g に基づき承認されるすべてのイベントにはイベントのすべての広告文と参加申込書に記されなければならない参照番号(例えば、「費用支払いの承認 規則 4-2g/01/2012」)が与えられる。
(旧 4-2g/2、2012 年小改訂)

4-3/1 「妥当な生計費」とは

質問 規則 4-3 に従って、アマチュアゴルファーは「妥当な生計費」を受け取ることが許される。この「妥当」とはどのような意味か。

回答 「妥当な生計費」は地域や個人の社会的、経済的状況を含め、規則 4-3 の全体の文脈から決定されるべきである。生計費は過度のものであってはならず、実際の費用を超えるものであってはならず、すべての生活費に及ぶというより、一般的な生活費を補助すべきものである。

生計費は、ゴルフコーチングセッションに出席する際にかかる必要最低限の旅費や、食料、衣類、住居などの生活必需品を対象とすることを意図している。

生計費がアマチュアゴルファーに贅沢な生活を与えるべきではなく、また給料の代替とすべきではない。生計費を受けることに関して疑問のあるアマチュアゴルファーはそのような費用を承認する唯一の決定権を持つ自国のゴルフ協会または連盟に相談することを強く勧める。
(2012 年追加)

4-3/2 「該当する社会的、経済的状況」とは

質問 規則4-3にしたがって、国のゴルフ協会や連盟は、アマチュアゴルファーが生計費を受け取ることが必要か、あるいは適切かを決定する前に、「該当する社会的、経済的状況」、その他の要素を考慮すべきである。ゴルフ協会や連盟は該当する社会的、経済的状況をどのように評価すべきか。

回答 裁定4-3/1に規定されているとおり、地域と個人の両方の社会的、経済的状況が決定されるべきである。生計費を承認する唯一の決定権を持つゴルフ協会や連盟はアマチュアゴルファーが居住する地域での、あるいはゴルフコーチング目的の旅行での合理的な生計費の費用のレベルを考えるべきである。その上で、アマチュアゴルファーが個人で負担すべき金額を決定すればよい。

ジュニアゴルファーの場合、親族からの援助を考慮することが妥当である。(2012年追加)

4-3/3 ゴルフ関連費用

質問 規則4-2にしたがって受け取った「競技費用」に加えて、アマチュアゴルファーは一般的なゴルフ関連費用について資金援助を受けることができるか。

回答 国のゴルフ協会または連盟の承認に従って、できる(規則4-3参照)。

裁定4-3/1で規定されている「生活必需品」に加えて、アマチュアゴルファーは一般的なゴルフ関連費用の資金援助を受けることができる。完全なリストではないが、次のものは承認されるだろう。

- ・指導料や、関連する旅費、生活費を含むコーチ費用(温暖地での合宿やコーチングも含む)
- ・ゴルフ用具(ゴルフコースで着る衣類を含む)
- ・ゴルフ倶楽部の会費
- ・ゴルフプレーにとくに影響のあるコンディションのための医療(理学療法含む)費
- ・フィットネストレーニングに関連する費用 (2012年追加)

5-1/1 ゴルフセンターで、無料でコーチする

質問 アマチュアゴルファーがゴルフセンターでゴルフ技術の基本的レッスンのシリーズを行っている。同人はそのセンターの従業員ではなく、レッスンを行うことに対して礼金や報酬を受けるというようなことは一切していないが、アマ規則 5-1 の違反となるか。

回答 ゴルフセンターでレッスンしていることについて、直接的にも間接的にも報酬を全く受けていないので、質問の場合、アマ規則 5-1 の違反とはならない。

5-1/2 支配人やゴルフショップのアシスタントがゴルフ技術の指導を行う

質問 クラブ支配人やゴルフショップのアシスタントのようなゴルフクラブの従業員が時々、ゴルフ技術の指導を行うことを頼まれるが、この指導に対して特別の報酬は支払われていない場合、アマ規則 5-1 の違反とならないか。

回答 違反となる。ゴルフ技術の指導に対する直接の支払いがなかったことやゴルフ技術の指導に実際に費やした時間数は無関係である。

5-1/3 ゴルフショップのアシスタントの任務に、ゴルフスイングの実演を含む場合

質問 レッスンプロが、ゴルフショップのアシスタントを旅行に同行させ、その任務に加えてレッスンプロの指導の下にゴルフスイングの正しいメカニズムを実演させようとしているが支障ないか。

回答 認められない。このアシスタントは、ショップのアシスタントではなく、実技指導のアシスタントとして給与を受け取ることになるので、アマ規則 5-1 の違反となる。直接報酬を受けてないことや実働勤務時間に対する実技指導の時間とは無関係である。

5-1/4 インストラクターの提案でチャリティーに寄付

質問 無償でゴルフ技術の指導を行うアマチュアゴルファーがその生徒にレッスンやコーチング活動の後にチャリティーに寄付することを提案することはできるか？

回答 生徒がそうする義務はなく、そのアマチュアゴルファーがその寄付から直接、間接に関わらず利益を得ないことを条件に認められる。(2012 年小改訂)

5-1/5 ゴルフ技術の指導をする代わりにプレーや練習の恩恵を受ける

質問 アマチュアゴルファーがゴルフ技術の指導を行う代わりに、ゴルフクラブやコースでプレーしたり練習することについての恩恵を受けることはできるか？

回答 できない。ゴルフ技術の指導を行う代わりにそのような恩恵を受けることは規則 5-1 の違反となる。

5-1/6 ゴルフ技術の指導を教える

質問 アマチュアゴルファーが生徒(例 PGA 研修生、ボランティア)にゴルフ技術の指導を教えるために雇われることはできるか。

回答 できない。ゴルフの技術指導の方法を教えることは規則 5-1 に違反する。

5-2a/1 課外教室でのゴルフの実技指導

質問 学校の正規教員が課外教室でゴルフを教え、そのことに対して別途に報酬を受けることは支障ないか。

回答 下記の条件に適合する場合は、認められる。

- (a) その課外教室が当人の勤務する学校／大学等やその他の教育機関の主催の下に開かれるものであって当人の勤務する学校以外の学校が主催する課外教室ではないこと。
- (b) ゴルフの実技指導は、その学校の生徒に対してのみ行い、それ以外の生徒の参加を認めないと。
- (c) 教師に対する報酬は学校当局から支払われ、生徒達が支払うことのないようにすること。
- (d) ゴルフの実技指導を行う時間は、その学校や大学での年間職務実働時間の 50%未満とすること。

注: キャンプの指導員が受け持つ生徒に対して実技指導を行う場合も、同様な条件とする(裁定 5-2a/3 参照)。

5-2a/2 「教育機関またはシステム」と「キャンプまたは同様に組織されたプログラム」とは

質問 規則 5-2a 文中の「教育機関またはシステム」と「キャンプまたは同様に組織されたプログラム」とはどういう意味か?

回答 「教育機関またはシステム」とは学校や専門学校、大学または同様のものをいう。

「キャンプまたは同様に組織されたプログラム」とは一日や泊りがけのキャンプでゴルフ以外のプログラムを含んだ活動をし、若い人のために組織されたサマーキャンプのようなものである。
(2012 年小改訂)

5-2a/3 夏期キャンプでの技術指導

質問 学生が教育機関の主催する夏季キャンプなどでゴルフの実技指導を行い報酬をもらうことは認められるか。

回答 認められる。教育機関(または教育組織)の使用人である学生および指導員は、夏期キャンプ期間中、受け持つ生徒に対しゴルフの実技指導を行うことができる。ただし、当人がゴルフの実技指導のために割くことのできる時間数は、キャンプ要員としての勤務時間の 50%未満でなければならない。

5-2b/1 認められたプログラムの一環であるゴルフ技術指導に対する報酬

規則 5-2b はそれぞれの国で適当である思われる様々なコーチングプログラムに適用できるように意識的に広い意味で書かれている。

規則の意図は若い人達にゴルフを紹介することを目的としたプログラムに、プロゴルフ協会の有資格メンバーを支援するボランティアの参加を奨めることにある。しかしながら、この規則はジュニアゴルファーのコーチングだけに対しての適用に限られず、全てのレベルでのゲームの発展を目的としたプログラムに対して統轄団体によって適用されるだろう。そのようなプログラムの一環として行われるコーチングに要する時間をボランティアに対して何らかの補償をすることは合理的であると考えられる。そのプログラムは前もって統轄団体によって承認され、それによってそのプログラムが適切に実行され、あるいは管理されることにしておくことが規則 5-2b の条件である。

あるプログラムが規則 5-2b に基づいて承認されるかどうかは統轄団体の適当な委員会の決定事項であり、統轄団体は承認されるためにはプログラムが順守するための一定の基準を策定することができる。例えば、アマチュアゴルファーが賃金や報酬を受けることができるコーチをする時間を制限したり、一定期間に支払うことができる総額を制限したりすることができる。

そのようなプログラムが統轄団体によって承認されるためのガイドラインを決定する際に次の事柄が考慮されなければならない：

- (a) 関係国のプロゴルフ協会の意見を聞くべきであり、そのプログラムは統轄団体とプロゴルフ協会との間で調整されるべきである。
- (b) コーチを受ける人に対して年齢制限を適用することができる。しかしながら、ゴルフが比較的新しいスポーツであったり、PGA のプロ資格を持つ人の数が限られていたりする国では年例制限を適用することは適切でないかも知れない。
- (c) 承認されたプログラムの一部でアマチュアゴルファーがコーチすることができる時間の長さに合理的な制限を設けるべきである(例えば、1週、1月、1年の各期間での制限時間や、アマチュアに支払われる報酬の限度額(例えば1週、1月、1年の各期間に対する報酬))。
- (d) プログラムの承認は統轄団体によって毎年見直されるべきである。

ゴルフの技術や名声のあるアマチュアゴルファーはそのプログラムのプロモートや広告のために氏名や肖像を利用してはならない(規則 6-2)。(2012 年小改訂)

5-3/1 著名なアマチュアが無報酬でゴルフ技術指導の記事を執筆することができる条件

質問 規則 5-3 ではアマチュアは、ゴルファーとしての本人の能力や評判が本人の就職や本人への執筆依頼、その作品の販売を決定づけるほどの有力要因ではないと認められる場合には、文書によるゴルフ技術の指導を行って報酬を受け取ることができると規定している。著名なアマチュアがゴルフ技術指導の記事を執筆した場合、執筆したことに対する賃金や報酬を受け取ることはできないことは明確である。しかしながら、規則 6-2 ではゴルフの手腕や名声のあるアマチュアは宣伝、広告、販売によって私的便宜を受けたり、氏名や肖像をそれらの目的のために第三者に利用されることを許したりすることはできないと規定している。著名なアマチュアが規則 6-2 に違反せずに、賃金や報酬を得ずにゴルフ技術指導の記事を執筆することはできるか。

回答 状況による。そのような行為を行おうと考えている著名なアマチュアはその記事が発行される前に統轄団体に相談するべきである。

規則 5 や規則 6-2 に違反する行為の例

- ・自分の会社や他の仕事のための広告媒体(顧客への会報を含む)にゴルフ技術指導の記事や情報を書くこと

- ・出版のためにシリーズでゴルフ技術指導の記事を書くこと

規則 5 や規則 6-2 違反とならない行為の例

- ・プレーヤーに関わりのない出版物に単発でゴルフ技術指導の記事を書くこと

- ・無料の発刊物(例 ジュニアクリニックやプログラムのためのもの)にゴルフ技術指導の論説を書くこと。(2012 年小改訂)

6/1 「エリートレベルの競技」の意味

質問 定義「手腕や名声」では、とくに、「エリートレベルで競技した」プレーヤーは手腕や名声のあるアマチュアとみなされることを規定している。「エリートレベル」とはどのような意味か。

回答 「エリートレベル」という語は、世界中のあらゆる競技を考慮するために意図的に広義にしている。一般的に、ナショナルチャンピオンシップや、州や郡の外部からプレーヤーを集め行うグロス・ストロークプレー競技は「エリートレベル」とみなされる。(2012年小改訂)

6/2 障害者アマチュアゴルファーのゴルフの手腕の定義

質問 「ゴルフの手腕や名声」の定義は規則の趣旨に基づいて、特定のアマチュアにゴルフの手腕や名声があるのかどうかについてのガイダンスを規定している。このガイダンスは障害者アマチュアゴルファーの場合にどのように適用するのか。

回答 規則の観点から、障害者アマチュアゴルファーのゴルフ技術は障害者ゴルファーとしての能力より、ゴルファーとしての能力を基に統轄団体によって決定されるべきである。この解釈はスポーツセンターを集めることや、障害者ゴルフを宣伝することに関してはより緩やかな制限となる。(2012年小改訂)

6/3 アマチュアゴルファーがゴルフの手腕や名声を有するかどうか

定義「ゴルフの手腕や名声」では、あるアマチュアゴルファーが「ゴルフの手腕や名声」を有しているかどうかの判断は、統轄団体の決定事項であると規定している。あるアマチュアゴルファーがもはや手腕や名声がないものとみなすのか、あるいは、再び手腕や名声を持つことになったのかについても統轄団体の決定事項である。

一般的に、ゴルフ技術が衰えてゴルフの名声を「失う」には、プレーヤーが、次のときから5年間が経過していなければならない。

(a)国または地区のレベルにおいて競技で優勝したとき、あるいは国、地区、都道府県の代表に選出されたとき。

(b)エリートレベルで競技をしたとき

この決定を行う際、統轄団体はそのプレーヤーの能力の水準や、そのプレーヤーが実際に参加している競技のレベルを考えるべきである。アマチュアゴルファーがある国ではゴルフの手腕や名声を有するとみなされるが、他の国ではそうではないかも知れない。競技の基準や一般能力は国によって異なるからである。疑義のあるアマチュアゴルファーは自国の統轄団体に相談することを強く勧める。(2012年追加)

6/4 アマチュアゴルファーが再びゴルフの手腕や名声を得る

質問 かつての国際的なアマチュアゴルファーが10年間競技でプレーをしなかった後に国または地区レベルの競技で優秀な成績を収めるようになった。このプレーヤーはゴルフの手腕や名声があるものとみなされるか。

回答 みなされる。時間とともにアマチュアゴルファーはもはやゴルフの手腕や名声を有しなくなったものとみなされることもある。しかしながら、ゴルフの手腕や名声を再び得ることは可能であり、その場合、規則6の制限が再び適用となる。これらの制限はアマチュアゴルファーが同じレベル、あるいは異なったレベルで競技をしているかどうか(例、以前は一般の国際的なレベルで競技をしていたプレーヤーがシニアの国際的なプレーヤーになる)に関係なく適用する。(2012年追加)

年追加)

6-2/1 自分のビジネスの宣伝のために、雑誌に記事を書く

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーが、自分のビジネスの経験を雑誌の連載記事に書いて貰いたいとの申し出を受けている。その記事に本人の写真を載せることが提案されているが、写真を掲載することで同人はアマ規則 6-2 の違反となるか。

回答 そのような記事を書くこと自体はアマ規則違反とはならない。しかしながら、同人が自分のゴルフの手腕や名声を自分のビジネスの宣伝に使った場合は、アマ規則に反することになる。同人が記事を書きたいのであれば、ゴルファーとしての技量に言及してはならず、記事に掲載される写真はゴルファーとして写っている写真であってはならない。(2012 年小改訂)

6-2/2 会社の広告に従業員がゴルファーとして出演する

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーが自分の会社の広告にゴルファーとして出演した。アマチュアがその広告に対して直接的に報酬を得なかったとしても、規則 6-2 の違反となるか。

回答 違反となる。(2012 年小改訂)

6-2/3 ゴルフの実績や功績に言及した内容を含む会社のパンフレット

質問 ある会社ではアマチュアゴルファーとして国を代表したことがある多くの従業員を抱えている。彼らはまたゴルフ協会や連盟などでゴルフ運営の要職を務めてきた。彼らの実績や功績を会社のパンフレットで言及することは許されるか。

回答 個々の従業員についてのゴルフの実績が言及されることは、彼らが手腕や名声のあるゴルファーであり続けている場合には規則6-2の違反となる。しかしながら、たとえ現在も手腕や名声のあるゴルファーである場合であったとしても、彼らがかつて就いていた特定の役職名に言及することは規則違反とはならない。(2012年小改訂)

6-2/4 アマチュアゴルファーがゴルフ雑誌の記事の中で自分の会社の宣伝をする

質問 アマ規則6-2を考慮した場合、ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーがゴルフ雑誌に執筆した記事の中で、自分の会社の広告、宣伝を行うことは同規則の違反となるか。

回答 違反となる。手腕や名声のあるアマチュアゴルファーがゴルフ雑誌の中で記事を執筆することは規則の違反とはならないが、そのプレーヤーが自分の会社の宣伝するためにその記事を利用した場合は、規則6-2の違反となる。(2012年小改訂)

6-2/5 著名なゴルファーが無報酬で広告に出演する

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアは、無報酬であれば著名なゴルファーとしての氏名や肖像を広告に使用させることはできるか?

回答 できない。広告に出演するアマチュアゴルファーはそのような出演に対して規則 6-2 の違反となる個人的な利益を受けているとみなされる。ただし、規則 6-2 例外が適用となる場合を除く。(2012 年小改訂)

6-2/6 雑誌の懸賞

質問 ゴルフボールメーカーがスポンサーになった雑誌の懸賞で、ゴルフの歴史について一連の質問が応募者になされる。1等賞品は75,000円を越える価値を持つ。また、応募者は次の質問、「ブランドXは何故最高のボールであると思うのかを15文字で回答してください。」に回答することを要求される。そうした懸賞は応募者のアマチュア資格を脅かすことにならないか。

回答 これはゴルフ競技ではないので、賞品に関する限り規則は適用されない。したがって、賞品の限度額(規則3-2)を超える賞品を提供することに問題はない。しかしながら、ゴルフの手腕や名聲のあるアマチュアゴルファーは、仮に賞品を獲得するしないにかかわらず、彼が特定のボールがなぜ最高であると考えたかを語ったことを引き合いに出された場合は、規則6-2の違反となるだろう。(2012年小改訂)

6-2/7 ゴルフウェアを宣伝する著名人

質問 あるスポーツウェア会社が販売用パンフレットでゴルフウェアを宣伝するために、熱心なアマチュアゴルファー(ハンディキヤップ10)であるよく知られた著名人と契約を結ぶべく申し入れている。その会社は広告に彼の氏名を使い、彼に報酬を払ってその会社の展示会に出席してもらうことを望んでいるが、そうしたことは規則6-2の違反となるか。

回答 違反とはならない。この人は「ゴルフの手腕や名聲のある」プレーヤーではない。したがって、来示のような方法でスポーツウェアを宣伝しても彼に問題はない。しかしながら、彼がゴルフの手腕や名聲(定義参照)があるまでにゴルフの腕が上達した場合は、規則6(ゴルフの手腕や名聲の利用)が彼に適用され、結果として、ゴルフに関連した製品の宣伝は規則6-2の違反と考えられることになる。(2012年小改訂)

6-2/8 ゴルフパック旅行を宣伝するために著名なアマチュアゴルファーを招待

質問 或る国のゴルフ協会がある外国の観光協会から、著名なアマチュアゴルファー7名をゲストとして迎え、彼等の写真やインタビューを観光事業の振興のために利用したいとの要請を受けた。この招待を受けた場合、そうした著名なゴルファーのアマチュア資格を危うくすることになるか。

回答 危うくなる。そうした方法でゴルフパッケージツアーの広告に自分の氏名や肖像を使用させることができた場合、ゴルフの手腕や名聲のあるゴルファーは規則6-2の違反によりアマチュア資格を喪失することになる。しかしながら、ゴルフの手腕や名聲のないアマチュアは、同様のことがあっても規則違反とはならない。(2012年小改訂)

6-2/9 アマチュアゴルファーに無料で用具を支給することについての方針

質問 アマチュアゴルファーが無料の商品を受け取ることは認められるか。

回答 認められる。ゴルフの手腕や名聲のあるアマチュアゴルファーは、広告に関与しないことを条件として、ゴルフボールやクラブ、商品、衣類、または靴を、そうした用具を扱っている者(メーカーや販売店)から無料で受けることができる(規則6-2注を参照のこと)。(2012年小改訂)

6-2/10 アマチュアゴルファーに無料で用具を支給することについてのガイドライン

規則 6-2(宣伝、広告、販売)の注では、アマチュアゴルファーが無料で用具を受取ることを認めている。しかしながら、統轄団体はメーカーに対して、提供することができる用具の数量についてガイドラインを発行することが考えられる。たとえば、統轄団体はアマチュアゴルファーが年間に次の限度を超える用具を受け取ってはならないと要求することができる。

- (1) ゴルフボール、24ダース
- (2) ゴルフクラブ、1セットまたは 14 本まで
- (3) ゴルフ靴、1セット
- (4) 防水服、レインウェア、1セット
- (5) ゴルフバッグ、ボストンバッグ 各 1 個まで
- (6) ゴルフウェア 10 着まで

注: 上記のようなゴルフ用具の受け取りについての制限は、個人のアマチュアゴルファーに対して直接無料でゴルフ用具を支給することだけを対象にしており、チームのためにゴルフ協会などの団体に支給されるものは含まない。(2012 年小改訂)

6-2/11 アマチュアゴルファーを後援するためにゴルフクラブや衣類を贈与する

質問 ある会社がゴルフの手腕や名声のあるアマチュアのゴルフの上達を後援したいと考えており、ゴルフクラブのセットとゴルフ衣類を彼に贈ろうとしているが、このようなことは認められるか。

回答 そのゴルファーがその会社が用具と衣類を彼に贈与したという事実を宣伝しないこと、およびその用具や衣類にはその会社についての特別な商標等(電話番号、住所など)が一切ないことを条件として(その会社が提供した用具や衣類のメーカーである場合はその会社の一般的なロゴを除く)認められる。(2012 年小改訂)

6-2/12 「用具」とは

質問 アマ規則 6-2 注 1 でいう「用具」とは、どのようなものをいうのか。

回答 「用具」とは、プロショップやゴルフ用品店で一般に購入することができるすべての物と考えられる。(2012 年小改訂)

6-2/13 ゴルフ用具や衣類に表示されるプレーヤーの名前についての方針

質問 手腕や名声のあるプレーヤーが、用具、衣類、あるいはシューズに施されているメーカー名やロゴに加えて、自分のゴルフ用具、衣類、あるいはシューズに自分の名前を表示することができるか。

回答 できる。そのゴルフ用具、衣類、シューズは小売店で通常購入できるタイプのものでなければならず、そのゴルフ用具、衣類、シューズのメーカー名やロゴだけは、プレーヤーの名前に加えて施されていてもよい。

さらに、教育機関の代表となっているプレーヤーのゴルフバッグ、傘、ゴルフシューズ、あるいは衣類には、そのメーカー名やロゴに加え、そのプレーヤーの名前とその教育機関の名前やロゴを表示することが認められる。

注: プレーヤーの名前は、用具、衣類、あるいはシューズの各アイテムにつき 1 箇所だけに表

示することができる。ゴルフバッグと傘については、プレーヤーの名前は周囲の長さが 500mm(20 インチ)を超えてはならない。衣類とシューズについては、プレーヤーの名前は周囲の長さが 220mm(9 インチ)を超えてはならない(裁定 6-2/15 参照)。(2012 年小改訂)

6-2/14 ゴルフバッグにコマーシャルロゴを入れる

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーがコマーシャルロゴの入ったゴルフバッグを持ち運ぶことは認められるか。

回答 一般的に、ゴルフの手腕や名声のあるゴルファーがコマーシャルロゴの入ったゴルフバッグを使用した場合、規則違反となる(規則 6-2)。しかしながら、次のような特定の状況の場合は規則違反とはならない。

1. そのバッグにもともと付いているロゴが入ったバッグをアマチュアゴルファーが購入(例: メーカー名)。
2. チームのメンバーとしてアマチュアゴルファーにバッグが支給される(裁定 6-2/15 参照)。

(2012 年小改訂)

6-2/15 アマチュアゴルフのコマーシャルスポンサー 一スポンサーの宣伝広告に関する方針

一般に、スポンサーがゴルフ用具や衣類のメーカーである場合を除き、ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーがスポンサー名やそのロゴを自分のゴルフ用具や衣類に表示することは認められない。ただし、チームのメンバーについてはその状況がいさか異なるので、下記に詳細を記す。

ゴルフ協会や地区連盟、県協会、あるいは俱楽部は、個人戦やチーム戦の国際競技や俱楽部対抗競技、または同様の主要なイベントに企業の後援を受け入れることがある。商業スポンサーは、コースの内外で、どの程度まで広報や宣伝の機会を得ることができるか。

1. ゴルフバッグ

(a) 個人競技

商業スポンサーの名前はゴルフバッグのどこにも表示されてはならない(スポンサーがそのバッグのメーカーでもある場合を除く)。ゴルフバッグにはプレーヤーの名前とメーカーの名前(および/またはロゴ)の両方を表示することができる—裁定 6-2/13 参照。

(b) チーム競技

ゴルフ協会や地区連盟、県協会、あるいは俱楽部のチームにスポンサーがつく場合、チームのメンバーは、ゴルフバッグにチームの名前(および/またはエンブレム)と、スポンサーとバッグメーカーの両方あるいは一方の名前(および/またはロゴ)を共に表示することができる。しかしながら、ゴルフバッグは小売店で通常購入できるタイプのものでなければならず、ゴルフバッグにプレーヤーの名前とスポンサーの名前(および/またはロゴ)および/またはメーカー(そのバッグのメーカーである場合を除く—裁定 6-2/13 参照)の名前(および/またはロゴ)を共に表示してはならない。

注: スポンサーがバッグのメーカーでない場合、スポンサーの名前(および/またはロゴ)はそのバッグに2箇所以上表示されてはならず、周囲の長さが 500mm(20 インチ)を超えてはならない。

(c) 賞品

スポンサー付のイベントでゴルフバッグが賞品として出される場合、スポンサーの名前(および/またはロゴ)は、スポンサーがそのバッグのメーカーでもある場合を除いて、ゴルフバッグに表示すべきではない。

2. チームの手荷物

コース外で、たとえば移動中に、チームスポンサーの名前(および／またはロゴ)とチームの名前(および／またはロゴ)をチームのメンバーの荷物(例えば、トラベルカバーやボストンバッグなど)に表示することができる。スポンサーの名前(および／またはロゴ)を付したそのような荷物には、識別のみを目的としてプレーヤーの名前を小さな文字で表示することができる(または名札に表示することができる)。このことは個人競技には適用されない。

3. ゴルフ衣類(ゴルフシューズや帽子類を含む)

(a) 個人競技

商業スポンサーによって個人に支給される衣類(ゴルフシューズや帽子類を含む)は、その衣類(またはゴルフシューズや帽子類)のメーカーの小さな名前(および／またはロゴ)とそのイベント関連した小さな名称(および／またはロゴ)(そのイベントのスポンサーの名前(および／またはロゴ)を含む場合もある)だけを表示することができる。衣類、シューズ、あるいは帽子類のメーカーによって支給される衣類(ゴルフシューズや帽子類を含む)はプレーヤーの名前とそのメーカーの名前(および／またはロゴ)の両方を表示することができるが、その他のスポンサー(イベントのスポンサーを含む)の名前(および／またはロゴ)を一切表示しないことを条件とする。

イベントで衣類、シューズ、あるいは帽子類がスポンサーによって支給される場合、特別に選ばれたプレーヤーにだけではなく、すべてのプレーヤーに支給されなければならない。

注:プレーヤーの名前は、シューズや衣類の各アイテムにつき 1 箇所だけ表示でき、周囲の長さが 220mm(9 インチ)を超えてはならない(裁定 6-2/13 参照)。

(b) チーム競技

ゴルフ協会や地区連盟、県協会、あるいは俱楽部のチームにスポンサーがつく場合、チームのメンバーはそのユニフォームにチームの名前(および／またはロゴ)とスポンサーとメーカーの両方あるいは一方の小さな名前(および／またはロゴ)を共に表示することができる。

しかしながら、衣類、シューズ、あるいは帽子類は小売店で通常購入できるタイプのものでなければならず、衣類、シューズ、あるいは帽子類にプレーヤーの名前とスポンサーの名前(および／またはロゴ)および／またはメーカー(その衣類、シューズ、あるいは帽子類のメーカーである場合を除く—裁定 6-2/13 参照)の名前(および／またはロゴ)を共に表示してはならない。

注:スポンサーの名前(および／またはロゴ)は周囲の長さが 220mm(9 インチ)を超えてはならない。各衣類には複数のスポンサーの名前(および／またはロゴ)を表示することができるが、すべての名前(および／またはロゴ)の周囲の長さの総計が 220mm(9 インチ)を超えないことを条件とする。

4. 傘

個人のプレーヤーは、チームやイベントのスポンサー、あるいはメーカーの名前を含み、一般企業の名前を表示した傘を持ち運ぶことができるが、そうした名前を特定のチームや個人に関連付けてはならない。例えば、一般企業の名前を傘に表示することはできるが、「英國チームは〇〇航空を利用して移動しています」という文言を表示してはならない。その企業が傘の実際のメーカーである場合を除き、個人のプレーヤーの名前は一般企業の名前を付してある傘に表示してはならない。

5. キャディービブス

スポンサーの名前(および／またはロゴ)を表示したキャディービブスを特定の1チームや特定の個人プレーヤーのキャディーをする者たちだけが着用することはできない。トーナメントスポンサーによつ

すべてのプレーヤーのキャディーたちが利用できるようになっているバスには、スポンサーの名前(および／またはロゴ)を表示することができる。

6. 認定と広報や宣伝

(a) チーム競技と個人競技

商業スポンサーは、新聞や公式プログラム等を通じて認定を受けることができ、商業スポンサーの名前やエンブレムは、競技を開催する組織の承認がある場合、横断幕(バナー)、旗竿、ティマーカー、スコアボードに表示することができる。

(b) チーム競技に限定

チーム競技に商業的なスポンサーがつく場合、そのチームスポンサーに対する認定は次のような文章に沿って公表することができる。

「(商業スポンサー名)の支援のおかげで、……ゴルフ協会は世界アマチュアチーム選手権アイゼンハワートロフィーに参加するためにチームを……に派遣する。」

7. エキシビションテント

スポンサーはそのビジネスを展示するテント等をコースに設置することができる。

8. 写真

商業スポンサーは、広告や販売促進を目的としてチームメンバーの個人名や競技者の個人名を付した写真を公表してはならない。しかし、新聞や他のメディアによる通常の報道は妨げられない。

9. ホスピタリティー

スポンサーはコースですべての競技者にホスピタリティー(例えば、食事や飲み物)を与えることができる。しかし、宿泊施設の提供は認められない。(2012年小改訂)

6-2/16 チーム競技のために支給された衣類や用具をチームのメンバーが個人競技で使用する
質問 ゴルフの手腕や名聲のあるアマチュアゴルファーが、ゴルフ協会や地区連盟、県協会、あるいは俱楽部のチームメンバーとして支給されたスポンサーのロゴ入りの衣服を個人競技中に着用したり、チームスポンサーの名前の表示されているゴルフバッグを個人競技中に使用することができるか。

回答 できる。(2012年小改訂)

6-2/17 自国を代表するアマチュアゴルファーたちが広告文句の表示された車を使用する

質問 (a)チームイベントで、商業スポンサーにより提供され、また次の語句が目立つように表示された車を国のゴルフ協会(または同等な組織)や俱楽部がそのチームのメンバーに使用させることができるか。

「…(国または地区)のゴルフチームが…(車種名)を運転しています」

(b)そのような車を海外の個人競技に参加しているその国または地区(または同等な組織)の個人プレーヤーが使用することは認められるか。

(c)上記以外のケースで、その広告が表示されている車をゴルフの手腕や名聲のあるアマチュアゴルファーが使用することはできるか。

(d)国のゴルフ協会やユニオンの役員で、ゴルフの手腕や名聲のない者がそうした車を使用することができるか。

- 回答** (a)使用させることができる。ただし、チームメンバーの名前が表示されていないことを条件とする。商業スポンサーが俱楽部、ゴルフ協会や地区連盟、県協会にそのメンバーによる使用のために車を提供することは認められない。
(b)認められる。ただし、(i)そのイベントを主催するゴルフ協会やユニオンが、当該プレーヤーたちが規則4-2に基づき費用が支払われて参加することを承認しており、(ii)そのイベントを主催するゴルフ協会やユニオンが、イベント期間中プレーヤーたちによるそのような車の使用を特に承認していることを条件とする。
(c)使用することはできない。これは規則6-2の違反と考えられる。
(d)使用することができる。(2012年小改訂)

6-2/18 選手名が表示された自動車

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーが、自身の氏名やスポンサー名(スポンサーがある場合)を自分の自動車に大きな文字で表示することができるか。

- 回答** できない。ゴルファーの氏名を表示することもスポンサー名を表示することもできない(規則6-2参照)。
しかしながら、社名を社用車に表示することがその会社にとって通常の慣行であることを条件として、会社の従業員が社名入りの社用車を使うことができる。(2012年小改訂)

6-2/19 アマチュアゴルファーのための信託基金を設立するための資金調達

質問 ゴルフ倶楽部、友人グループまたはスポンサーが、手腕や名声のあるアマチュアゴルファーのための信託基金(アマチュアゴルファーとしての費用に、あるいはプロゴルファーとなったときに使われる)を設立するための資金集めだけを目的とした競技を開催することはできるか。

- 回答** できない。彼はその時、あるいは将来の然るべきときの彼自身の利益を生み出すために氏名や肖像を使用することになるので、そうしたことは規則6-2の違反となる。
しかしながら、クオリファイ競技を通過するプレーヤーたちの費用支援のためにそうしたイベントをクオリファイ競技の前に開催することは認められるだろう。そうしたケースでは、次のステージに進むプレーヤーたちはまだ特定されていないからである(したがって、規則6-2の違反とはならない)。(2012年小改訂)

6-2/20 規則6-2例外の「ゴルフ競技や他のイベント」と「ゲーム発展のためとなったり、寄与したりするもの」の意味

質問 規則6-2例外の文脈の中の用語、「ゴルフ競技や他のイベント」と「ゴルフ競技や他のイベント」と「ゲーム発展のためとなったり、寄与したりするもの」とはどのような意味か。

- 回答** 「他のイベント」という言葉は、エキジビションマッチや、会談、組織的な会合や式典、宣伝イベント、その他類似の活動を含めるために意図的に、そして必然的に広義にしてある。
ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーにゴルフ競技やその他のイベントの宣伝を認めるかどうかに関し、それがゴルフの発展のためとなったり、寄与したりするものかどうかは国の協会の決定事項です。国の協会は各ケース個々のメリットを考え、次の要素を考慮すべきである。
・ そのような宣伝が、それがなければ得ることはないゴルフ(特にアマチュアゴルフ)のパブ

- リシティー効果を生むことになるのかどうか。
- ・ その宣伝が人々にゴルフを始める後押しをするものであるのかどうか。
- ・ そのゴルフ競技やイベントが商業的に運営されているかいないか。

例えば、ある俱楽部では、そのイベントに参加するアマチュアの一人の肖像を使ったポスターを配布することによってそのアマチュア競技を宣伝することを願うかもしれない。その俱楽部のジュニア部門の追加的な基金を集めるというようないくらかより間接的な利益を生むことを条件として、国の協会がそうしたパブリティーを認めることは合理的であろう。(2012年小改訂)

6-2/21 プレーヤーのホームページ(ウェブサイト)

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーが自分自身のホームページの利用を通じて自分自身を宣伝することができるか。

回答 アマチュアゴルファーは自分自身のホームページを開設したり、そのサイトを通じて、彼自身についての情報やアマチュアゴルファーとしての実績を公開することができる。それにはプロゴルフ界での彼の将来の大志を含むかもしれない。プレーヤーは自身のホーム俱楽部、勤務先、使用している用具などの個人的な情報を掲載することができる。しかしながら、こうしたホームページはそのプレーヤー自身の宣伝だけをすることができ、製品やビジネス(彼自身のビジネスを含む)などいかなるものの宣伝や広告をしたり、商業サイトへのリンクを含んでいてはならない。

6-2/22 ウェブサイトの広告

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは企業のウェブサイトのブログやチャットルームでその企業の製品を宣伝するために自分の手腕や名声を使用することはできるか。

回答 できない。ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、直接的であろうと間接的であろうと、他の製品と比較したり、あるいはその製品を購入することを他人に勧めたりすることによって自分の名前や肖像がその企業の製品を宣伝するために使用されることを許可して、自分の手腕や名声を支払いや報酬、個人的利益あるいは金銭的利益を得るために使用してはならない。
しかしながら、そのアマチュアゴルファーがブログやチャットルームでその企業の製品を使用していることを言及することはできる。(2012年追加)

6-3/1 著名なアマチュアに無料の食事とエントリーフィーの免除を申し出る

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーたちが競技会に参加することを促し、そうすることでイベントの地位を向上させるために、俱楽部が彼らに無料の食事とエントリーフィーの免除を申し出ることができるか。

回答 できない。そのようなインセンティブを受けたアマチュアゴルファーは、ゴルフ競技に参加することに対してゴルフの手腕や名声があるという理由で間接的に報酬を得ているので、それゆえ規則6-3の違反となる。しかしながら、そのインセンティブ(つまり、無料の食事とエントリーフィーの免除)がすべての競技者に提供されるのであれば、規則の違反とはならないだろう。(2012年小改訂)

6-3/2 著名なアマチュアゴルファーがゴルフトゥアーの引率者としてその費用を受ける

質問 旅行会社や旅行の主催者によって常時雇用されてはいないゴルフの手腕や名声のあるアマチュアがゴルフトゥアーの引率者として行動することを条件に無料でゴルフトゥアーへ参加することはできるか。

回答 できない。そのような行為は規則6-3に違反する。(2012年小改訂)

6-3/3 テレビ出演のための出演料と実費

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーがそのゴルフの手腕や名声を理由に選ばれてテレビのクイズ番組に出演する際に、出演料を受け取り、実費を負担してもらうことは認められるか。

回答 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーがそうした出演に対する出演料を受取ることは規則 6-3(会合などへの出席・出演)の違反となる。テレビ会社の規定で、そうした人には出演料を払わなければならぬ場合は、その出演料はチャリティーに寄付されなければならない。またその場合、出演料はチャリティーに直接支払われなければならず、現金授受が会社と番組に出演するゴルファーの間にあってはならない。また、そのゴルファーは、慈善寄付から直接的あるいは間接的に利益を得てはならない。しかしながら、そのゴルファーが番組出演に要した実費は、ゴルフ競技やエキシビションが含まれていないので、支払われることができる—規則 6-3 例外参照。(2012 年小改訂)

6-3/4 倶楽部を代表することでアマチュアゴルファーの年会費を免除あるいは減額する

質問 倶楽部がゴルフの手腕や名声のあるメンバーに対して、俱楽部を代表して競技に出てもらうことを条件に、会費を免除あるいは減額することができるか。

回答 できない。ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、俱楽部の代表選手となることに対して報酬を受けていると考えられるので、そのような申し出を受けることは規則 6-3)の違反となる。(2012 年小改訂)

6-3/5 著名人が出演料のために会合などへ出席・出演する

質問 著名人が、ゴルフ競技会やエキシビションに参加することに対し出演料を受け取ることは認められるか。

回答 認められる。その著名人がゴルファーとしての手腕や名声とは無関係に招待されていることを条件に、そうした人物が出演料を受け取ることについて規則の違反とはならない。(2012 年小改訂)

6-4/1 フィットネスとゴルフについての記事を執筆

質問 ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーが、フィットネスとゴルフの関係についてゴルフ雑誌に本人の名で連載記事を執筆しようと思っている。これによって、本人は出費へのわずかな支払いと雑誌の売り上げから若干の印税を受け取ることになる。このようなことは認められるか。

回答 次の条件を満たせば、提案されている行為に問題はない。

- (a) ゴルファーとしての手腕や名声が公示されない。
- (b) 彼が記事の著者である。
- (c) ゴルフの技術指導を含まない。(2012年小改訂)

6-4/2 アマチュアに復帰する前に書かれた技術書の印税

質問 アマチュアに復帰したゴルファーが、復帰申請前に彼が執筆した技術指導に関する本や記事に対しての印税を受け取ることはできるか。

回答 受け取ることができる。アマチュアゴルファーは、アマチュアへの復帰待ち期間の前やアマチュアに復帰する前に出版された著作物に対する印税を受け取ることができる。また彼は、新しい前書きの執筆を頼まれた場合も含め、新規や追加の技術指導的な題材を一切含めないことを条件に再版された著作物の印税も受け取ることができる。しかしながら、アマチュアへの復帰申請中の者や復帰したアマチュアゴルファーは、復帰待ち期間が始まった後に執筆された技術指導を含む新たな著作物について印税を受け取ることはできない。(2012年小改訂)

6-5/1 教育機関の助成金と奨学金のガイドライン

手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは教育の一環としての助成金や奨学金、例えば、地方自治体の助成金や奨励金、政府の宝くじ助成金、またはカレッジや大学へ通うための助成金や奨学金を受け取ることができる。

純粋に学力に対して与えられる助成金や奨学金は統轄団体の承認を必要としない一方で、こうした奨学金の選考過程でゴルフの手腕が要素となっている場合、そのアマチュアゴルファーが助成金を受け取る前に統轄団体がまず、その奨学金の諸条件を承認しなければならない。

承認されたゴルフ関連の教育的助成金や奨学金を受け取るアマチュアゴルファーは、その奨金をゴルフ競技のためのトレーニングをしたり、競技に参加したりすることを援助するために利用することができる。

すべてを網羅するものではないが、以下はアマチュアゴルファーのために資金援助が認められる費用の例である：

- ・大学に在籍中の教育費(授業料、書籍代、部屋代と食事代を含む)
- ・コーチング費用(レッスン料、渡航費や生活費(滞在費)(温暖地での合宿やコーチングを含み)を含む)
- ・ゴルフ競技で発生する旅費、生活費(滞在費)およびキャディー費用
- ・ゴルフ用具(ゴルフコースで着用する衣類を含む)
- ・ゴルフ俱楽部の年会費
- ・ゴルフのプレーに特に影響する症状に対する医療手当(例:物理療法)
- ・フィットネス・トレーニングに関して発生する費用

上記で述べたように、認められる資金援助の使途のリストはすべての起こりうる事態を網羅しておらず、アマチュアゴルファーがそのような資金を使用しようとすることができる他の方法もあることであろう。

承認されたゴルフ関連の教育的助成金や奨学金を受けるアマチュアゴルファーやこのような援助を提

供する者は、プレーヤーが資金提供源の宣伝をすることはできないということに留意すべきである(規則6-2)。

ゴルフに関連する教育的助成金や奨学金が、大学に出席すること以外の毎日の生活費を賄うべく使用されることは認められない。しかしながら、大学に出席すること以外の妥当な生計費の生活費は規則4-3に基づき認められることがある。

アマチュアゴルファーや支援提供者が助成金の使用目的に関して疑義がある場合は、ガイダンスを得るために統轄団体に連絡すべきである。(2012年改訂)

6-5/2 教育機関のゴルフ助成金と奨学金の管理

助成金と奨学金は、大学やカレッジとは関係ないチーム競技や個人競技の旅費や宿泊費を除いて、裁定6-5/1で詳述されている認められる目的のために大学やカレッジによって支払われることができる。

大学やカレッジとは関係ないチーム、個人競技で発生する費用に当てるために使われる助成金と奨学金からの資金は、その助成金や奨学金の受領者の属するゴルフ協会や地区連盟によって管理され、その上で統轄団体の承認を受けて、大学により直接支払われなければならない。(2012年改訂)

6-5/3 NCAA 奨学金を受けているゴルファーが他から費用を受ける

質問 米国で NCAA(全米大学競技協会)が認めている奨学金を受けているアマチュアゴルファーはその NCAA の奨学金に加えて、異なった他の出所から費用を受けることができるか。

回答 そのような行為は必ずしも規則違反ではないが、NCAA が認めた奨学金を受けているプレーヤーが異なった出所(例、NCAA の奨学金に加え、大学の代表者)から費用を受けることは NCAA の規定に違反する可能性がある。NCAA の奨学金対象者や将来の奨学金対象者は詳細について NCAA に問い合わせることが勧められる。(2012 年小改訂)

6-6/1 ゴルフの手腕や名声のないプレーヤーへの名誉会員資格

質問 下記の者に対して名誉会員資格を一定期間授与することができるか。

- (a) 現職のキャプテンや女子キャプテン
- (b) コースの保守管理についての特別功労者および俱楽部への献身的貢献者
- (c) ゴルフ界での枢要ポストに就任した俱楽部会員(俱楽部にとって名誉となる)
- (d) 俱楽部の会計監査人

回答 授与することができる。規則6-6は、ゴルフの手腕や名声のあるプレーヤーを対象とするものであって、それに該当しない場合は、俱楽部はそうしたいと考えるどのような取り決めをしてもよい。

6-6/2 ゴルフの手腕や名声のあるプレーヤーに名誉会員資格や会費の免除あるいは減額を申し出る

質問 ゴルフの手腕や名声のあるプレーヤーが俱楽部の名誉会員資格や会費の免除あるいは減額を受けることができるか。

回答 答えはその申し出の性質による。つまり、その申し出がその俱楽部でプレーすることの誘引となっているかどうかによる。

例えば、その申し出が長い間その俱楽部のメンバーで、常に俱楽部を代表となっている場合や、プレーヤーがその俱楽部の主要な競技の優勝者であって俱楽部がその功績を表彰したい場合、それらの状況下では、プレーヤーがその申し出を受け入れても規則 6-6 の違反とはならない。

しかしながら、その申込みが他の俱楽部からその俱楽部でプレーする誘引を理由としてゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーに行われた場合、その受理は規則 6-6 の違反となる。(2012 年改訂)

6-6/3 復帰したアマチュアが以前雇われていた俱楽部から名誉会員資格を与えられたり、会費が無料や減額される

質問 復帰待ち期間や、復帰したアマチュアがプロゴルファーとして働いていた俱楽部の名誉会員資格を与えられたり、会費を無料または減額されたりすることはできるか。

回答 できる。

6-6/4 大学等のゴルフ部の部員に無料でプレーする特権を与える

質問 俱楽部やコースが大学等の部員に無料でプレーすることの特権を与えることはできるか。

回答 できる。その申し出は期限付きあるいは期限なしでも行うことができ、その申し出がその俱楽部の代表となることの誘引としてなされていないことを条件に、その俱楽部の会員資格を与えることもできる。

6-6/5 プレーヤーがクラブから資金援助の申し出を受ける

質問 プレーヤーは、例えば、トーナメントのための費用などの資金提供を俱楽部から受け取ることはできるか。

回答 その資金提供の申し出が規則 6-6 に違反してその俱楽部のためにプレーする誘引となっていないことを条件に受け取ることができる。(2012 年追加)

7-2/1 高額商品の受領の保留

質問 アマチュアがアマチュア競技で競技するために高額商品の受領を保留することはできるか。

回答 できない。そのような行為は規則 7-2 の目的と精神に反する。

アマチュアが正当な理由(例えば、アマチュア資格を失った場合の影響について更なるアドバイスを受ける為や、認められた、または良く知られているチャリティーへ賞品を寄付することを考えるため)で賞品の受領を一時的に留保することは認められる。(2012 年小改訂)

7-2/2 《削除》

7-2/3 《削除》

7-2/4 《削除》

7-2/5 《削除》

8-1/1 委員会は規則違反の可能性があるすべてのケースを考慮すべきかどうか

質問 規則 8-1 に基づき、統轄団体のしかるべき委員会は、規則の違反のすべての可能性を考慮するべきか、または疑わしいケースのみを考慮すべきか。

回答 委員会は目に留まるすべてを考慮すべきである。それぞれのケースはその是非において判断されなければならない、委員会は規則 8-2(措置)に基づき、ある人が規則違反をしたかどうかの裁定において、その人がアマチュア資格を喪失したと宣言するか、あるいはその人に警告を発するかの選択権を持つ。(2012 年小改訂)

8-1/2 アマチュアが居住する国外で違反があった場合の規則施行の手続き

質問 規則 8 に従って、規則違反の可能性を調査し、違反があったかどうかの判断は委員会の決定事項である。違反の可能性がアマチュアの居住する国以外の場所であった場合、その違反を調査し、規則執行を行う管轄はどこになるのか。

回答 アマチュアは居住地の国と、競技を行う国の両方のアマチュア資格規則を間も守らなければならない。必要に応じて違反の可能性を調査し、規則執行の裁定を行うのは居住地の国の統轄団体の委員会となる。(2012 年小改訂)

8-2/1 本人も認めている明らかな規則違反は手続きをとる必要があるか

アマチュアゴルファーがプロに転向する決定をしたり、ゴルフインストラクターやコーチとなる道を選んだ場合には、そのゴルファーは規則違反をしたときにアマチュア資格を自動的に喪失する。

しかしながら、その他の場合、明らかな規則違反が起き、そのことを個々のアマチュア資格喪失者が認めていたとしても自動的には喪失とはならない。委員会はそうした人がアマチュア資格を喪失したことを宣言し、復帰申請が出された際に復帰待ち期間が正しく算定されるようにそのことを記録すべきである。

8-2/2 統轄団体に報告されなかった明らかな規則違反

質問 裁定8-2/1に関連して、アマチュアが明らかに規則違反をしているという事実が統轄団体に報告されなかった場合、そのゴルファーはアマチュア資格を喪失しているとみなされるか？

回答 みなされる。アマチュア資格の喪失は通常自動的ではなく、統轄団体の裁定であるが、明らかに規則に違反したアマチュアは違反した時点でアマチュア資格を喪失しているとみなされる。

8-3/1 上訴手続き

質問 統轄団体が行った裁定によって影響を受けた人は R&A にその裁定に関して上訴することはできるか。

回答 その人の統轄団体が R&A である場合にだけ R&A に裁定を個人的に上訴することができる(更新情報については R&A ウェブサイト(www.randa.org)を参照のこと)。

他のすべてのケースについては規則 8-3 と規則 9-4 に規定されているとおり、それぞれの統轄団体は規則の施行及びアマチュア資格の復帰双方に関連する裁定に対処するための適切な上訴の過程及び手続きを定めるべきである。統轄団体は疑義や紛議に関して R&A に相談することができる(規則 10-2)。しかしながら、そういう相談があっても最終的には各総括団体が規則に則って決定をすることになる。(2012 年追加)

9-2/1 復帰手続き

アマチュア資格の復帰を求めるプレーヤーは、自身の居住する国の統轄団体の定める復帰申請手続きに従わなければならない。

9-2b/1 夏季にのみプロフェッショナルゴルファーとして働いていた者の復帰希望者

質問 ある復帰希望者は 5 年間にわたり、6 月から 8 月までの間アシスタントプロフェッショナルあるいはプロフェッショナルゴルファーとして働いていた。彼は毎年 6 月から 8 月までの期間以外はアマチュア資格規則に違反していなかった。彼がこの規則に違反していた期間はどれくらいだと考えられるか。

回答 その復帰希望者はこの規則に初めの年の 6 月から 5 年目の年の 8 月まで、ちょうど 5 年を超える期間この規則に違反していたと考えられ、結果として復帰待ち期間は 2 年間となる。(2012 年小改訂)

9-2b/2 賞金のためのプレーを頻繁に行う

質問 規則 9-2b に詳述されている復帰待ち期間についてのガイドラインによると、その成績によらず復帰志願者が賞金のためのプレーを頻繁に行っていった場合には復帰待ち期間が延長されることがある。統轄団体の委員会は個々のケースについて査定をする際にどのようなガイドラインに従うべきなのか。

回答 個々のケースはそれ自体の程度に基づいて扱われなければならない。ガイドラインとして、復帰志願者は 6 ヶ月以上にわたりトーナメントでのプレーに専心していたプロフェッショナルゴルファーとしての経験の間に、月平均 2 回以上のイベントで賞金のためのプレーを行っていた場合には賞金のためのプレーを頻繁に行ってしたものとみなされる。

委員会があるプレーヤーは賞金のためのプレーを頻繁に行ってないと決定した場合には以下の復帰待ち期間が適用されなければならない:

違反期間	復帰待ち期間
5 年未満	2 年間
5 年以上	3 年間

9-2b/3 若い選手のためのガイドライン

若手プレーヤーの中には、プロ転向をしてからしばらくすると彼らのその決定を考え直す者がいる。プロフェッショナルゴルファーとして過ごした期間が 1 年未満で、アマチュア資格の復帰申請を行った期日において 21 歳以下であるプレーヤーに対しては思いやりのある配慮がなされることを勧める。そのような場合、復帰待ちの期間はプロフェッショナルとして過ごした期間と同等の期間、例えばプロフェッショナルゴルファーとして 4 ヶ月過ごした者は復帰待ち期間は 4 ヶ月とするべきであろう。しかしながら、プロフェッショナルとして過ごした期間によらず、そのプレーヤーは少なくとも 3 ヶ月の復帰待ち期間を経なければならぬ。

9-2b/4 プロフェッショナリズムに関連しない規則違反に対するガイドライン

規則 9-2b(ii) はプロフェッショナリズムに関連しない規則違反に対する復帰待ち希望者に対して通常 1 年間が適用されると規定している。しかしながら、この規則はまたその違反が重大であるとみなされる

場合にはその復帰待ち期間は延長されると規定している。

規則に従って、不適切な賞品を受け取ったり、承認されていない費用を受け取ったことに関連する規則違反について以下のガイドラインを適用することが JGA の方針である。

賞品の額	待ち期間
7万5千,000円～100万円	1年
100万円超	2年
費用の額	
100万円まで	1年
100万円以上	2年

(2012年小改訂)

9-2e/1 復帰待ち期間中の者がゴルフ倶楽部(Golf Society)によるイベントに参加することを希望する

質問 規則 9-2e では復帰待ち期間にある個人は倶楽部の承認を前提として彼がメンバーとなるいる倶楽部のメンバー間だけの競技に参加することができると規定されている。この個人が自身の職業に関連するゴルフクラブ(Golf Society)、例えば警察や銀行のゴルフクラブのメンバーである場合、彼はそのクラブにより開催されるインター・クラブマッチや競技に参加することができるか。

回答 そのようなクラブは規則 9-2e における「倶楽部」の意義の範囲内にあるであろう。それゆえ、以下の条件を満たせばその個人は競技に参加することができる。

(a) そのクラブは同じ職業の人たちに限定されている

(b) マッチや競技に関係するそのクラブのいかなる個々の部門も承認を与えている

その個人は、その競技に参加しているクラブそしてあるいは計画している委員会の承認が与えられている場合を除いて、他のクラブとのマッチにおいてクラブを代表することはできないだろう。

9-2e/2 復帰待ち期間中の者に対する賞品限度額

質問 アマチュアゴルファーに限定されていない競技に参加する復帰待ち期間中の者は賞金のためにプレーしてはならず、アマチュアゴルファーのために用意された賞品を受け取ってはならないと規則 9-2e に規定されていますが、その復帰待ち期間中の者はその競技でその他の賞品を受け取ることができるか。

回答 受け取ることができる。アマチュアゴルファーのためだけに用意されている賞品でなければ、復帰待ち期間中の者は規則 3-2a に規定されている小売価格を超えない賞品を受け取ることができる。

9-2e/3 復帰待ち期間中の者が復帰後に開催される予定の競技に参加することを願う

質問 復帰待ち期間中の者が、彼がアマチュア資格を復帰する権利を有する日よりもあとに行われるアマチュアの競技に参加することを願っている。その競技を管理している委員会にとってそうした参加を受け入れることは適切なことか。

回答 参加資格はその競技を管理している委員会の決定事項である。委員会がアマチュア資格復帰

待ち期間中のゴルファーからのアマチュアゴルファーに限定された競技への参加を受け入れると決定した場合、いかなる予選ラウンドを含む競技のスタートに先立ってそのゴルファーがアマチュアに復帰していることを確実にしておく必要がある。

9-3/1 復帰申請者が虚偽または不完全の報告をする

復帰申請者が申請書に虚偽または不完全の報告をした場合、委員会は無期限でその申請についての検討を拒むことができる。(2012年追加)